

平成 22 年 第 2 回

# 三重県議会定例会会議録

( 9 月 27 日 )  
( 第 3 号 )

第 3 号  
9 月 27 日



平成22年第2回

# 三重県議会定例会会議録

## 第 3 号

平成22年9月27日（月曜日）

---

### 議事日程（第3号）

平成22年9月27日（月）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問  
〔一般質問〕
- 第2 議案第1号  
〔委員長報告、採決〕
- 第3 議案第12号  
〔提案説明〕

---

### 会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問
- 日程第2 議案第1号
- 日程第3 議案第12号

---

### 会議に出欠席の議員氏名

- 出席議員 49名
- |   |   |     |     |
|---|---|-----|-----|
| 1 | 番 | 長 田 | 隆 尚 |
| 2 | 番 | 津 村 | 衛   |
| 3 | 番 | 森 野 | 真 治 |
| 4 | 番 | 水 谷 | 正 美 |
| 5 | 番 | 杉 本 | 熊 野 |

6	番	村	林	聡
7	番	小	林	正人
8	番	奥	野	英介
9	番	中	川	康洋
10	番	今	井	智広
11	番	藤	田	宜三
12	番	後	藤	健一
13	番	辻		三千宣
14	番	笹	井	健司
15	番	中	村	勝
16	番	稲	垣	昭義
17	番	北	川	裕之
18	番	服	部	富男子
19	番	末	松	則子
20	番	中	嶋	年規
21	番	竹	上	真人
22	番	青	木	謙順
23	番	中	森	博文
24	番	真	弓	俊郎
25	番	館		直人
26	番	日	沖	正信
27	番	前	田	剛志
28	番	藤	田	泰樹
29	番	田	中	博
30	番	大	野	秀郎
31	番	前	野	和美
32	番	水	谷	隆
33	番	野	田	勇喜雄

34	番	岩	田	隆	嘉
35	番	貝	増	吉	郎
36	番	山	本		勝
37	番	森	本	繁	史
38	番	吉	川		実
39	番	舟	橋	裕	幸
40	番	三	谷	哲	央
41	番	中	村	進	一
43	番	西	塚	宗	郎
44	番	萩	野	虔	一
45	番	永	田	正	巳
46	番	山	本	教	和
47	番	西	場	信	行
48	番	中	川	正	美
49	番	萩	原	量	吉
50	番	藤	田	正	美
(51)	番	欠			員)
(52)	番	欠			員)
(42)	番	欠			番)

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	大	森	秀	俊
書記(事務局次長)	高	沖	秀	宣
書記(議事課長)	原	田	孝	夫
書記(企画法務課長)	永	田	慎	吾
書記(議事課副課長)	米	田	昌	司
書記(議事課主幹)	加	藤		元
書記(議事課主査)	平	井	靖	士

---

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	野 呂 昭 彦
副 知 事	安 田 敏 春
副 知 事	江 畑 賢 治
政 策 部 長	小 林 清 人
総 務 部 長	植 田 隆
防災危機管理部長	東 地 隆 司
生活・文化部長	山 口 和 夫
健康福祉部長	真 伏 秀 樹
環境森林部長	辰 己 清 和
農水商工部長	渡 邊 信一郎
県土整備部長	北 川 貴 志
政 策 部 理 事	梶 田 郁 郎
政策部東紀州対策局長	小 林 潔
政 策 部 理 事	藤 本 和 弘
健康福祉部理事	浜 中 洋 行
健康福祉部こども局長	太 田 栄 子
環境森林部理事	岡 本 道 和
農水商工部理事	林 敏 一
農水商工部観光局長	長 野 守
県土整備部理事	廣 田 実
企 業 庁 長	高 杉 晴 文
病院事業庁長	南 清
会計管理者兼出納局長	山 本 浩 和
教育委員会委員長	牛 場 まり子
教 育 長	向 井 正 治

公安委員会委員 田 中 彩 子  
警察本部長 河 合 潔

代表監査委員 植 田 十志夫  
監査委員事務局長 長谷川 智 雄

人事委員会委員長 飯 田 俊 司  
人事委員会事務局長 堀 木 稔 生

選挙管理委員会委員 沓 掛 和 男

労働委員会事務局長 小 西 正 史

---

午前10時0分開議

開 議

議長（三谷哲央） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

議長（三谷哲央） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

去る9月22日、予算決算常任委員会に付託いたしました議案第1号について、審査報告書が予算決算常任委員長から提出されました。

次に、本日追加提出されました議案第12号はさきに配付いたしました。

以上で報告を終わります。

---

## 予算決算常任委員会審査報告書

議案番号	件名
1	平成22年度三重県一般会計補正予算(第4号)

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成22年9月22日

三重県議会議長 三谷 哲央 様

予算決算常任委員長 西塚 宗郎

---

### 追加提出議案件名

議案第12号 平成22年度三重県一般会計補正予算(第6号)

---

### 質 問

議長(三谷哲央) 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。49番 萩原量吉議員。

〔49番 萩原量吉議員登壇・拍手〕

49番(萩原量吉) 一般質問のトップを承りました。大変短い時間でありま  
すので、端的に伺いますので、真正面からの答弁を要求いたします。

まず第1点は、野呂知事の長男の覚せい剤譲渡容疑、逮捕され起訴された  
問題についてであります。

本来なら、これはもっとフリーな場で十分いろいろ質疑もしたかった。ぜ  
ひまた別の機会でもいろいろと論議もしたいというふうに思います。私は、  
この問題ではあえて一言だけ言うならば、あなたが本部長を務めている県薬  
物乱用対策推進計画、これですね。(現物を示す)薬物の乱用問題は世界的な  
広がりを見せて、県民の命はもとより社会の安全を脅かすなど、人類が抱え  
る最も深刻な社会問題の一つだと、このように規定していますし、そして、



最近の汚染の拡大の懸念を厳しく指摘しています。

本県においても、覚せい剤をはじめとした薬物の乱用が高い水準で推移し、大変厳しい状況にあるということでもあります。数字等細かくは時間がありませんから省きますけれども、その薬物乱用防止の本部長の息子にまで汚染が広がり、また、さらに今度はこの覚せい剤の売人といいますが、その拡大者、加害者にまでなっているという問題であります。あなたが今回の事件を長男逮捕という個人的事案で御迷惑をかけていることに対し県議会及び県民におわびをすると、そういう発言をされているというのは、私はやはりちょっと腑に落ちない。

この覚せい剤などの販売、拡大、汚染を広げ、また、一方では、その背景には暴力団など反社会的な団体があるわけでありまして、これらに対する怒りの表明があってもいいのではないかと。私はとても残念に思います。息子にまで汚染が広がって、そして、また今度は加害者にまでなったということについて、その事実にも怒りを持ちながら、同時に薬物の撲滅を表明し、その実践の先頭に立つという決意がまずあってしかるべきだということを指摘します。

また、そのために裁判の過程で経過を見守りたいなどとおっしゃってみましたけれども、このことを通して全面的な事件の解明に努力、協力すべきだ、そういう立場に立つんだということを私は表明すべきだと思うのであります。あなたがその立場に立ってこの防止推進計画を全面的に実践する、その先頭に立つ、こういう決意がなかったらやはり関係機関、職員らが大変困るといっても私は思うわけでありまして。

ましてや、今回暴力団排除条例をこの県議会にも提案しているあなたであります。親としての情はわかります。私も人の子の親であります。しかしながら、罪を憎んで人を憎まずという言葉もあります。あなたの長男の今後の自立や再生という面でも、やはりこの運動の先頭に立ってのあなたの決意なり、努力なり、あるいは怒りの表明があつてしかるべきだということをおえて一言申し上げ、この息子の事件を通して徹底的な背景などの解明にも率先

努力をしてもらいたい。

この県議会の経過は、何か知事がかわいそうだ、そっとしておこうなどというように、これまで代表者会議やら、あるいはこの本会議の中でもいまだに御長男、御子息などという言葉があります。私は決してあなたの息子の人格を否定しようというつもりは毛頭ありませんけれども、やはりそうではなくて、本当にあなたの息子も含めたこの薬物の被害に遭ったり、あるいは加害者にさせられたりということで大変苦労している人も、私もいろんな相談をたくさん受けております。そして、また社会的にはその救済のために一生懸命頑張っておられる方々もおられるわけですから、ある意味ではこれを本当に救済するためのという点でのあなたの決意をまず聞きたいと思います。

〔野呂昭彦知事登壇〕

知事（野呂昭彦） まず、私の長男の件で皆さんをお騒がせいたし、御迷惑をおかけしておりますこと、改めておわびを申し上げます。

まず、今回の件では、知事として、私がこういった薬物乱用対策についてどういうふうに今後機能していくべきかということでございます。その前に、まずはこれまで私の立場というのは、先般議会のほうで申し上げたとおりでございます。事件の子細については今捜査の途上でございます。ただ、例えば薬の売人であったとか、そういうような状況で取り調べを受けておるのではなくて譲り渡しという、若干中身については専門的な立場でありますし、この議会で議論することではないと、こう思っておりますけれども、いささか意味が違う言葉でございますので、申し上げておきたいと、このように思っています。

それから、私の立場というのは、この薬の件でも幾つかの職務権限がございます。しかし、その職務権限については、ほとんどが担当部のほうに委任、あるいは専決されておるものでございまして、職務上私が裁量権を持っているようなそういう状況ではございません。そういう意味では、各部局においてしっかり取り組んでいくということ、私のほうはしっかり見守っていく

という立場であるかと思えます。

それから、御指摘がありましたように、三重県薬物乱用対策本部の本部長ということではありますが、これは昭和48年に設置をされまして、本部長が知事ということになっておるところでございますが、この対策本部は各関係機関の組織で成り立っておるものでありまして、実際にこの対策本部での活動が具体的にあるというわけではないようでございます。

私は、今回の件で薬物乱用について知れば知るほど大変重大な恐ろしいことだということ、そのことを本当によく知ることができました。さらに、この薬物乱用に一たん陥ってしまいますと、その更生の困難さということも大変重要なことで、この更生ができないという実態が世の中にも大変多くあるということも知りました。

私自身は知事という立場、あるいは薬物乱用対策本部の本部長という立場以上に、自分の家族がそういう事件を起こしたということにおきまして、今後長男をどうやって更生させていくのか。あるいはそういった家族を持った立場で、今、社会一般でダルク等の活動をしておられる同じ悩みを持つ、苦しみを持つ多くの方々がいらっしゃいます。そういう方々と一緒に一人の親、家族という立場でどういう活動ができるのか、今いろいろと考えておるところでございます。妻と私とそういう意味では長男の事件、裁判等が落ちつきました段階でいろいろと個人的な活動に入ってまいりたいと、このように考えておるところでございます。

〔49番 萩原量吉議員登壇〕

49番（萩原量吉） 気持ちはわかるけど、元気がないですね。私は本当にもっとこの薬物をこの機会にぜひとも根絶させるんやと、そういうあなたの力強い知事としての話が聞きたかった。

今、譲り渡しであって売人というのは意味が違うという、そんな話までありましたけど、だけど、この機会にあなたは弁護士を通してでも接見できるんでしょう。背景が一体どこにあるのか、全部協力して立ち直るという激励が本当に今必要なんだろうと思えますし、そういう立場で私は元気を出して

やってもらわんと、周りがいいよと知事選のどうのこうのというような話がありますけれども、私はあなたとは政治的立場は違うけど、だけど、やっぱりやるとあなたが表明される以上は、元気を出してしっかりやってもらわんと困るということを指摘しておきます。

この問題だけで時間がないので、次に行きます。

第2点は格差と貧困化の広がりの中で、子どもの医療費、あるいはひとり暮らしの高齢者、この弱い立場の人たちをどう守るかという点です。

(パネルを示す) まずは病院の窓口で医療費の公費負担、これは一人親家庭だとか障がい者の場合も同じですけれども、私たちの調査の中で35都府県では窓口で無料になっている。これは全面的な無料ということではなくて一部、例えばゼロ歳と1歳の子どものみでは窓口無料にしようという、それも含めると35都府県になるんですよ。あなたたちがよく言うペナルティーをかけられるからなんていうけど、ペナルティーをあえて、国からの補助金を減らされても頑張っている都府県がある。

私は四日市だけれども、北勢のほうでは愛知、岐阜とのつながりが強いけど、東海4県で窓口無料になっていないのは三重県だけなんです。何で一たん立てかえ払いをして二、三カ月後に返してもらうんやと。これは財政的にもそんなに増えるはずはありません。ぜひ実現してほしいということが第1です。これは県議会でこぞって要求をしている問題であります。これはこの任期中にあなたの明確な回答が必要だ。来年度予算も含めればこれはぜひ急いで実施してほしい。

さらに、(パネルを示す)次に県下で進む子どもの医療費の無料化の拡大です。これはごらんいただいてわかりますけれども、随分たくさん進んで実施している。小学校の卒業まで無料になっているところ、あるいは中学校の卒業まで無料になっている。入院、通院ともというのが亀山市、鳥羽市、東員町、大紀町、木曾岬町、明和町、大台町ですね。津市は入院のみ、川越町も入院のみで中学卒業まで頑張っています。小学校の6年生までということもたくさんあります。

私の住む四日市市は市長が田中俊行さんですが、あの人もマニフェストに小学校6年生までは自分の任期中に医療費公費負担だと、こういうふうに言っていますので、ぜひこれは年齢の引き上げと、そして、窓口無料を一刻も早く実現すること、このことを決意を含めて知事に促したい、このように思います。

二つ目の問題、(パネルを示す)高齢者の見守りといいますが、ひとり暮らしの高齢者が非常に増えてきています。この数が、このグラフにもありますようにどんどんと右肩上がりが増えていかざるを得ない状況です。

長寿は喜ぶべきことであります。しかしながら、やはり急激に増えるひとり暮らし老人のもとで、年金が低い問題とか、あるいは生活保護の家庭も急増している。この夏は熱中症などで、まさに熱中症というのは人災とも言うべきでありますけれども、(新聞記事を示す)残念なことに私の住む団地にもこの夏3人相次いで孤独死、無縁死、ひとり暮らしで熱中症で亡くなっているというような、すべて熱中症と認定できたわけではないんだけど、四、五日たって見つかったというような状況の人もいますから、それがどうだったかというのは確定はできませんけれども、大変な実態であります。

ぜひこういう人たちに対する見守りといいますが、例えば広報なんかを、これは市町村の業務だとはいうものの、ぜひ県が積極的に旗を振ってもらいたいと思うんですが、実態の調査をまず行うことが大事ではないか。あるいは、見守りなんかについて広報なんかは手渡しをする。例えば、東京の新宿区あたりは都心で、高齢者ばかりの夜はそういう状況にもなったりしていますから、広報の手渡しを月2回必ず顔を見せてやっていると、こういう状況があるんですね。埼玉の川口市なんかはごみ収集を個別に高齢者のところには行って、職員が訪問して安否確認までする、こういう状況もあるわけです。

県内市町の中でも随分苦勞し、努力されているところもあるわけでありませけれども、やはりこの問題でも県が積極的に旗も振る。また、もちろんそれこそ市町の職員だけではいけませんから、ボランティアの人たち、あるいはNPO、そして、また地域の自治会役員やいろいろな形での協力も得なき

ゃならんかというふうに思うんですけども、そのための一定のお金も人も要するというふうに私は思っています。

このようなひとり暮らし老人への、社会的弱者と言われる人たちへの見守り、この問題について県の決意も聞いておきたいと思います。お答えください。

〔真伏秀樹健康福祉部長登壇〕

健康福祉部長（真伏秀樹） 2点お尋ねがございましたので、私のほうから御答弁申し上げたいと思います。

まず、1点目の乳幼児の医療費助成制度でございますけれども、平成20年9月に現在の乳幼児医療費制度に対象拡大をしてきました。その後、県と実施主体でございます市町で構成をいたしております、福祉医療費助成制度改革検討会というのがあるわけなんですけれども、その中で制度の持続可能性でございますとか、すべての市町で実現が可能であるとか、三つの原則を踏まえていろいろ検討してきておりますので、その作業を進めてきておるところでございます。

その中で、乳幼児医療費につきましては、独自の判断で対象年齢の拡大をしていただいています市町が現にあります。また、乳幼児医療費以外にも、例えば精神障がい者の対象拡大でございますとか、お話がありました現物給付の導入など、いろんな課題があるというのも十分認識をいたしております、それぞれ各市町が抱えている課題ですとか進めていきたい方向性、それから財政状況、いろんなことがありますので、現時点ではすべての市町が実施可能であるという原則を堅持することが大変難しいと、そういう状況になってきております。

また、窓口無料化につきましても、いわゆる現物給付の導入については受給者の利便性の向上ですとか、市町、それから、医療機関の事務負担の軽減という大きなメリットがございます。同時に、医療費ですとか、それから、関連する医療保険制度の負担の増加等、市町村の財政負担が大きくなるというようなことがございます。それと、私どももいろいろ市町とのヒアリング

等をやっておりますと、地域によっては大変医療機関が少ないというところもあって、それによりまして少ない医療機関に患者が集中するというようなことで、逆に市町がそれぞれ課題等も抱えている中で、そろって現物給付を実施するというのは大変難しいというふうに認識しております。

もともと制度というのは、経済的な理由から必要な医療を受けられないということに対して、助成制度というのがスタートしておるわけでございますけれども、この制度そのものは今後も必要な制度として十分私どもは認識をいたしております。そうした中で制度の持続可能性をしっかりと確保する中で、なおかつそれぞれ市町がいろいろ課題を抱えてみえますので、市町の独自の判断といえますが、より制度を有効に活用していただくにはどういうふうな方向で持っていくのがいいだろうかとこのことを、現にこれは検討会のほうで議論を始めております。まだ議論を始めたばかりでございますので、現時点では御説明はできませんけれども、今後市町の検討過程については折に触れてまた県議会のほうにも報告をさせていただきたいと思っております。

それと、もう1点、高齢者の見守りの件でございますけれども、議員御指摘のように、高齢者の孤立化というのは大変懸念をされております。こうした中で、当然私どもも高齢者などが安心して地域で暮らし続けていけます介護・保険・医療・福祉サービス、こうしたものを地域の住民のきずなを生かした見守りといったものとしてしっかりと組み合わせる中で、それぞれの地域で必要な生活支援を支えていきたいというふうに思っております。

ただ、福祉分野の業務というのが県から市町のほうへ大半の業務が法的に移管をされている状況でございます。こうした中では市町でございますとか地域包括センター、それから、社会福祉協議会などが中核となって各地域での様々な地域資源を生かしたネットワークづくりを進めていただいているところでございます。

県といたしましても、こうした状況も踏まえる中で、広域的な調整でございますとか、個々の市町では対応できないような事業、それと、市町に対する人的とか財政的な支援等をいろいろ実施させていただいております。例え

ば地域での見守りネットワークの構築に向けた市町等の研修でございますとか、それから、認知症サポーターの養成、コールセンター等、認知症高齢者に対する見守りとか相談支援の強化、それと、判断能力が不十分な高齢者等に対しますサービスとか金銭管理等ということで、地域の権利擁護事業に対する財政的支援も行っておるところでございます。

今後もしそういったことを市町とか社会福祉協議会、それから、NPO団体等ともしっかり連携をさせていただく中で、必要な生活の権利ですとか、地域で支えるためのネットワークづくり、それと、きずなづくりの再生に向けた取組を県としても実施していきたいと思っております。

以上でございます。

〔49番 萩原量吉議員登壇〕

49番（萩原量吉） 全く私の聞いたことに答えなくて、ただ時間だけとられた。残念です。知事、一言。これはやっぱり現物給付は大事だと思うんですが、あなたの任期中、とりあえずのこの4月末までは結論が出せますか。いつ出すんですか。このことを聞きたい。

知事（野呂昭彦） さっき部長が申しましたように、この課題についてはいろんな難しい点があります。市町にもいろんな意見がございます。したがって、今しっかり話を詰めておるところです。例えば現物給付等を実施するということになると、県のほうの負担も20億円ぐらい。

〔「時期だけ聞いたんです」と呼ぶ者あり〕

知事（野呂昭彦） それから、市町でも70億円ぐらい負担が増えていこう。年齢引き上げとか、いろんな議論になっておるものを大体全部やろうとしますと県の負担30億、市町の負担が80億ぐらいになってくる。これは一概に県がこうだと決めつけられるような簡単な問題ではありません。しかし。

〔「もう結構です」と呼ぶ者あり〕

知事（野呂昭彦） 何とかこの課題については整理をしていきたいと、こう考えておりますので、今一生懸命それを議論しておるところでありますので、ぜひ近いうちに整理をした形の中で御提起を申し上げていきたいと、こう思



っております。

〔49番 萩原量吉議員登壇〕

49番（萩原量吉） 聞かなきゃよかったという気がします、35都府県ではやっているんです。この思いをちゃんと受けとめなさいよ。各市町も頑張っているじゃないですか。だから、それを市町のせいにして県の責任を棚上げ、これは許せない。

次の問題は、環境先進県と言われたガス化溶融炉施設、あるいはRDFの焼却発電所施設、（パネルを示す）もう詳しく言う時間がありません。本当に115億も金をかけて、市町をだましてというか、詐欺商法ともまで言われているけれども、そして、大変な処理料金も取って、この廃棄物処理センターは住民が裁判までやって、そして、それこそ差しとめ請求やっておったでしょう。これさえ皆さんは絶対にやらなきゃいかんのやということで差しとめを決めたじゃないですか。差しとめを決めたんじゃない。それこそ裁判では差しとめは負けた。それで県はやるということになったんです。やるというふうになったら、県のほうがもう来年度やめたと行って、それこそ差しとめを県がするんでしょう。筋が通らんでしょう、住民の立場からして。桜の住民の人たちはかんかん怒っていますよ。

次、RDF、（パネルを示す）これまたもう大変な負担であります。言うに及ばず、当初無料のはずが9420円まで上がっていった。富士電機と爆発を起こした損害賠償請求の裁判をやってあって、いつ果てるともわからんような裁判をやりながら富士電機へ委託契約をやっておるでしょう、いまだに。けんかしておる相手に委託契約って何ですか、これ。こういう矛盾。

今、新たな57億からの負担をどうするのやと。これは後始末を含めて大変なことだと。この点について知事に聞きます。責任はだれがとるのか。後始末をだれがどうするのか。北川三重県前知事を呼んでほしいぐらいの気持ちですけれども、しかし、あなたもこの爆発事故の後再開を強行したその責任が問われます。責任はだれがとるのか。こんな無駄遣いを許していいのか。そのことを聞きたい。

〔野呂昭彦知事登壇〕

知事（野呂昭彦） 溶融処理事業とRDF焼却発電事業についてでございますが、ダイオキシン対策、あるいは循環型社会を構築するというようなことを目的といたしまして、市町とともに広域的に取り組んできた事業でございます。単独市町では対応が困難であったダイオキシン対策につきましては、平成14年12月までに達成することができましたし、それから、処理残渣もセメント原料や土木資材として活用するなど、資源循環面でも一定の成果があったものと考えております。

しかしながら、両事業とも当初の事業見通しが甘かったと言わざるを得ない面もございます。溶融処理事業については平成23年度から民間委託の方向で、また、RDF焼却発電事業につきましては一定の事業期間が経過した後に終了する方向で、市町との協議を進めているところでございます。県といたしましては、今後とも市町の一般廃棄物処理が安全で安定的に行われるよう、必要な対応を行ってまいりたいと考えております。

〔49番 萩原量吉議員登壇〕

49番（萩原量吉） 皆さん聞いてみえる。テレビも映っているかわかりませんが、無責任でしょう。この責任を問うているんです。ダイオキシン対策というけれども、これも厚生省にだまされたという経過も確かにあります。環境先進県というのは引き下ろしてください。残念ながらこういう問題で私たちは調べて、今までの経過も十分踏まえて追及している。だけれども、そのことについては何ら答えない。残念です。

私たち日本共産党は2人の県議団でありましたけれども、このガス化溶融炉施設、RDF施設ができることから、当初から計画、あるいは予算、そのときの契約を含めて反対をしてきました。この議場の中では唯一の会派でもあるわけですね。その論議を一貫してやってきたんですよ。これは見通しが立たないぞ、RDFなどというのはまだ未開発な技術だよ、ごみの減量にもならんよ、案の定大赤字で、市町からはどんどんと追及されて、結局県費で出すといたって税金でしょう。こういう問題にだれ一人責任をとらない。

この間、私が追及した石原産業のフェロシルトの問題でもそうです。こんなことが本当に許されておっついいのか。私たちは厳しく指摘をしたいと思うわけであります。当初から反対をしてきた私たちの正しさがある面では証明されたということでもありますし、この問題は議会の責任も問われる問題ではないかと、私はそう思っております。

しかも、ガス化溶融炉施設に20億円、4年前に投入を決定しているんです。4年前というのは残念ながら私たち日本共産党議員団はいませんでした。知事もこの間から、萩原さんがいないときになどという言葉をよくあちこちで使われてみえる。よっぽどそのころが懐かしかったのかどうか知りませんが、けれども、だけれども、本当にこれは私たち議会も含めて市町も大変な状況で、一般廃棄物に手を出すべきじゃない。本来の事業でないのに県がかかわって行って、そして、こんな大失敗をやっているわけですから、私はこの責任は県当局と、そして議場にいる議員の皆さんの責任も含めて私は大いに反省もし、その責任をどういう形で果たしていくのか。そのことを強く求めていきたい。また、これは議長を通してお願いをしたいと、このようにも思っているところであります。

極めて不満ではありますが、まともに答えられていないことも表明をいたしまして、短い時間ではありますが、質問を終わらざるを得ません。ありがとうございました。終結いたします。(拍手)

議長(三谷哲央) 10番 今井智広議員。

〔10番 今井智広議員登壇・拍手〕

10番(今井智広) 公明党の今井智広でございます。落ちついて県政発展のために3点について質問をさせていただきます。

まず、救急医療体制整備についてお伺いいたします。

私が県議会議員にならせていただいて初めて質問したのが、県民の命を守る救急医療体制についてであり、それ以降、同僚の中川康洋議員とともにその充実のため、私自身のライフワークの大きな柱の一つとして位置づけ、これまで救急隊と医療機関との連携の重要性や三重県独自のドクターヘリ導入

の必要性など、委員会や一般質問でいろいろと提案をしまいいりました。

今議会において、県はみえの地域医療を守る緊急メッセージと題し、医師確保のための対策チームの設置や研修医への修学資金貸与制度の創設など、地域医療、救急医療充実への新たな取組を発表されました。これらの取組は従来から行っている医師修学資金貸与制度などとともに大変重要な取組であり、その有効性を高く評価する一人ではありますが、実際の効果があらわれてくるまでには少し時間がかかるものと考えます。

そこで今回は、救急医療体制充実に有効な直近の取組であり、私も特に注目している傷病者の搬送及び受け入れの実施に関する基準、並びに平成23年度内導入のドクターヘリについて、確認も含め質問をさせていただきます。

まず、基準についてであります。これは昨年10月の消防法改正を受けて設置された三重県救急搬送・医療連携協議会が、速やかな搬送先医療機関の決定や搬送時間の短縮など円滑な実施のため、例えば疾病別の専門治療、実施可能医療機関リストや救急隊による傷病者の観察基準、また、医療機関への伝達基準など、七つの基準から搬送及び受け入れのルールを定めたものであります。

私も本年1月19日に開催された、第1回目の協議会のほうに傍聴者として参加させていただきましたが、この短期間のうちに様々な難題もあったことは存じますが、英知を結集し、策定していただきました協議会並びに専門部会の方々に心より敬意と感謝を申し上げます。

今後は、この基準の一刻も早い運用開始に向け、各関係機関の御理解、御協力をいただきながら、これまでよりも迅速かつ適切な重症患者の受け入れ体制づくり、また、救急搬送において大変重要となる医療機関と救急隊のさらなる連携強化のための研修の早期実施が必要であると考えます。

また、一方ドクターヘリにつきましては、ドクターヘリ導入検討分科会並びに救急医療部会の答申を受け、三重大学医学部附属病院と山田赤十字病院の2病院を基地病院とし、協力体制のもとで運航することが正式決定されました。このことはマスコミ報道等でも大きく取り上げていただきましたし、

それらをごらんになられた県民の方々から、私のほうにも数多くの期待の声を寄せていただいております。

そこで、今回はこれから23年度内の導入までの間、特に早期取組が重要であると考えることを3点申し述べたいと思います。

まず最初は、2基地病院の協力体制のもと、当番日の設定や医師、看護師の協力体制など、どのように運営していくか。また、初動体制の重要な役割を担う通信センターの設置などを決定する運航調整委員会、ここには両病院をはじめ消防機関、警察、教育委員会、中日本高速道路、当然県や市が入るものと思われませんが、ここがドクターヘリ運航の核となる機関でありますので、これを一刻も早く立ち上げるべきであると考えます。

次に、市町との連携、役割分担であります。幾つかの市町に確認したところ、まだ市町のほうではドクターヘリに関して県からの実質的なアプローチは受けていないと伺いました。ドクターヘリの運航に当たっては、ランデブーポイントの設定やそのための周辺住民への協力要請など、様々な準備が必要です。また、ヘリを要請する救急隊を所管しているのは市町でありますので、一刻も早い連携が必要であると考えます。

3点目は、私も傍聴させていただいた8月4日の導入検討分科会で委員の篠崎先生もおっしゃられていましたが、救急隊の方々とこれからできる情報センターとの連携の重要性、先生は、あうんの呼吸と表現されておりました。この連携については、救急搬送の基準の中の特に観察基準、伝達基準とも合致しますので、それとあわせて早期の研修等が必要でありますし、そのために県においては防災危機管理部と健康福祉部の密なる連携が大変重要になってくると思います。

そこで、質問に入らせていただきます。

まず、救急搬送、受け入れの基準についてであります。今後の運用開始に向けた体制づくりなどは、どこが中心となり実質的な取組を進めていくのか。今後とも協議会と考えていいのか。

また、これはドクターヘリも含みますが、運用開始後迅速に機能していく

ための重要な役割を担っていただく救急隊の方々への研修など、各機関とどのような形で連携を図っていくのか。

もう1点、知事も会見でできる限り早く始めたいとおっしゃられておりましたが、運用開始はいつごろを想定されているのか、お答えください。

次に、ドクターヘリについてであります。まず初めに一刻も早い設立が必要と考える運航調整委員会を、関係機関の協力もいただきながらいつ設立される予定でいるのか、お答えください。

もう1点は、役割分担など運航に向けた行政側の様々な取組を円滑に進めるため、市町との連携を早期に行うべきであると考えますが、いかがでしょうか。各関係部長の答弁をお願いいたします。

〔東地隆司防災危機管理部長登壇〕

防災危機管理部長（東地隆司） それでは、実施基準の運用に向けての今後の取組についてお答えさせていただきます。

この9月14日に県として当該実施基準を策定、公表しましたが、今後実施基準を運用するに当たっては、まずその内容を救急隊員や医療従事者に周知するとともに、救急隊が傷病者の状況に応じて的確に判断や処置が行えるようにするなど、迅速かつ適切な搬送及び受け入れに向けた取組を進める必要があります。このため、関係部局と緊密に連携し、消防機関及び医療機関等で構成する三重県救急搬送・医療連携協議会を通じて救急隊員や医療従事者に対する説明会などを実施し、地域における周知、教育を支援していきます。また、実施状況の調査、分析による実施基準の見直しができる地域の体制構築を支援し、一日でも早い運用開始に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

〔真伏秀樹健康福祉部長登壇〕

健康福祉部長（真伏秀樹） ドクターヘリの件につきまして御答弁を申し上げます。

県では、本県独自のドクターヘリの導入に向けて調査・検討を進めてきたわけでございますけれども、三重県医療審議会救急医療部会の意見を踏まえ

た形で、三重大学医学部附属病院と山田赤十字病院の2病院を基地病院として、協力体制のもと、運行を行うことというふうに決定をしたわけでございます。

今後ドクターヘリの運行開始に向けまして、医療関係機関、消防機関、市町の代表、それと県などで構成いたします運航調整委員会を三重大学に設置いたしまして、運航体制ですとか出動要請基準等の策定を行いたいというふうに思っております。あわせまして、搭乗医師や看護師の研修、それと運行会社の選定などを行う必要がございます。

また、ドクターヘリが離着陸できません臨時のヘリポートの選定でございまして、その確保等、ドクターヘリの救急現場での受け入れ体制の整備などにつきましても、消防本部をはじめ市町の協力をいただきながら準備を進めていく必要があるというふうに考えております。

特にその中心になりますのが運航調整委員会でございますけれども、この設置運営につきましては三重大学医学部附属病院が中心となって準備を進めていただくことになっております。このことから、設置そのものにつきましては、今現在三重大学医学部附属病院で、委員会の構成でございまして、協議事項、現在協議等も進めてきておるわけでございまして、できるだけ早く大学のほうで設置をしていただけるように県としても働きかけをしていきたいというふうに思っております。

こういう体制の整備の中で、ドクターヘリの基地病院となります三重大学医学部附属病院、それと山田赤十字病院が協力体制を構築いたしまして、必要な準備を着実に進めていけるよう、県としても必要な支援、調整を行いたいというふうに思っております。その上で23年度中の運航開始を目指してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔10番 今井智広議員登壇〕

10番（今井智広） 御答弁ありがとうございます。

まず基準のほうについては、一刻も早い、まだ設定はされていないと思う

んですが、関係機関の協力もいただきながら、また、連携の研修も進めながらということになります。やはり目標を定めてしっかりと、それまでに何から手をつけていくのか、どこどのように協議していくのか、そのあたりで課題は山積すると思いますが、この運用というのが大変重要になってくると思います。

この基準を私も何度も読ませていただいております。また、9月9日の新聞だったと思いますが、その新聞報道では、もう既にこの基準を運用している東京、栃木、石川、香川、愛媛、鹿児島、こちらのほうでまだ運用開始後少ししかたっておりませんが、なかなかその効果があらわれてきていないという心配な報道がございました。やはり三重県において、救急医療体制充実のためにはこの基準をしっかりと各関係機関が運用していくことが求められていると思いますので、どうかそのための連携強化、また、一刻も早い運用開始をどうぞよろしくお願いいたします。

また、ドクターヘリのほうについては、部長のほうから御答弁いただきました。三重大学を中心に核となってくる運航調整委員会を、現在その設立、構成等も含めて御検討いただいているということでしたが、一応そのドクターヘリ導入までのスケジュールというのを私もずっと見させていただいております。調整委員会のところの線は8月ぐらいからついております。今もう9月の末になってきておりますし、来年早ければ12月の導入が予定されていると思いますが、まだ1年以上あるとはいうものの、あつという間に時間というのは過ぎていくと思います。どうかまず一番最初に、いろいろありますが、核となる運航調整委員会を一刻も早く立ち上げをいただきますよう、三重大学ともしっかりと連携をお願いいたします。

また、市町のほうとの連携は本当に重要になってまいります。様々な課題があります。ヘリが到着する前に例えば水をまかないといけなとか、様々な問題が発生してまいりますので、どうかこちらのほうも一刻も早く連携をとり、また強化をしながらその準備を、行政側としての特に重要な準備を進めていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。



それでは、次に地上デジタル放送の普及について質問をさせていただきます。

皆さんも既に御承知のとおり、現在のアナログ放送は来年の7月24日をもって終了し、完全に地上デジタル放送へ移行することが国策として予定をされております。総務省が本年3月に実施したデジタル放送浸透度調査、これが直近のものでありますが、その中で三重県における地上デジタル放送対応受信機の世帯普及率は約84.5%、ただし、この数字はサンプル調査の結果でありますので、プラスマイナス3から7%の誤差があるものと予想をされております。

この数字が高いか低いかは人によって感じ方は違うと思いますが、今日は9月27日でありますので、デジタル放送への移行までにはもう既に10カ月を切っており、完全移行までのプロセスが最終段階に入っていると言っても過言ではありませんので、各関係機関、通称デジサポや各放送局、また市町などとともに県においても県民へのさらなる普及促進が大切であると考えます。

本日は、この普及促進とは別に既にデジタル放送をごらんになられている県民の皆さん、特にUHFアンテナを利用している方から御相談をいただく難視聴の問題についてお伺いいたします。

この難視聴の問題については、全国各地でビル陰や複数の中継局からの電波の混信など、様々な問題が指摘されておりますが、我が三重県においてもお住まいの地域によっては、やはり難視聴エリアが発生していると聞いております。

私の聞いている中で一例を挙げると、この県庁周辺を含む地域、ここが一つのエリアであります。その難視聴の理由としては、断定までは至っておりませんが、瀬戸の送信所から海上を通過してくる電波が海水温の上昇により障害が発生する現象、フェージング現象と言っているみたいですが、これにほぼ間違いのないであろうと言われております。これは三重県特有、この地域特有の問題かもしれません。この例に限らず、このほかにも広い県内においてはその地域や地区特有の理由で難視聴が発生している。また、今後駆け込

み需要が予想される中で、さらに多くの世帯で発生する可能性があるのではないかと大変危惧をいたしております。

最初にも申し上げたように、地上デジタル放送化は国策として行われていることでありますので、その推進並びに難視聴など各種課題への対応、予算を含みますが、これは国が責任を持って行うべきことは大前提ではありますが、県民生活に直接影響を与える問題であり、情報格差にもつながる問題でありますので、県としても様々な対応をしていただいているものと期待をしております。

そこで、質問に入らせていただきます。

県ではデジサポや市町など関係機関と連携をとり、難視聴の問題が発生している実態、これを十分把握しているのか。

また、把握しているのであれば、個人では対応できない課題について、その解決策を国へしっかりと要求していただいているのか。

最後に、完全デジタル化へ10カ月を切り最終段階に入っている現状において、県として県民がスムーズにデジタル放送を受信できるようさらなる普及啓発が必要であると考えますが、どのように取り組んでいかれるのか。関係部長の御答弁をよろしくお願いいたします。

〔小林清人政策部長登壇〕

政策部長（小林清人） 放送行政や電波行政については、先ほどございましたように国の所管となっております。地上デジタル放送への移行に係る対策も、基本的には国及び放送事業者が主体となっていて行っているところでございます。しかしながら、今、御質問にもございましたように、県民にとっても大事な必要なものであるため、県としましては国に協力しましてデジタル放送の移行対策を行っているところでございます。

難視聴の原因というのは、地形や建物等によるものであるとか、または自然現象によるものとか様々ありまして、御指摘のようにビル陰障害というものにつきましては、共同受信施設のデジタル化につきまして、県内約430施設あるというふうにとらえております。そのうち100施設が未確認という形

になっております。ここの部分については、総務省のテレビ受信者支援センター、これが先ほどありましたデジサポ三重という部分でございますが、改修に向けてそのサポートを行っているところでございます。

それから、今ございましたフェージング現象というのは確かにはっきりしていないところがあるんですが、問い合わせがあるところにつきましては、津市近郊ではアンテナを伊勢局のほうに向ける。そういうような形で今改善が期待されるという形も聞いておりますので、そういう回答もしているところでございます。

県としましては、今後も、今までもやってきましたが、広報紙等への掲載であるとか、それから、周知イベントへの参加など、あと10カ月という形でございますので、普及啓発というものを積極的にやっていきたいと思っております。

それから、基本的には国のほうの対応でありますので、受信障害等につきましては、状況把握に努めるとともに、その結果をもとに国や放送事業者に対して改善に向けた対策を働きかけるとともに、自治会のほうでも自治会員を通じたいろんな要請、国のほうできちんと責任を持ってやっていただきたいという要請を行っているところでございます。

以上でございます。

〔10番 今井智広議員登壇〕

10番（今井智広） 御答弁ありがとうございます。

しっかりと現状も認識をしていただいております、国のほう、また、放送局等へも要望をしていただいているということでございました。

先ほどのフェージング現象の件で、朝熊のほうへ向けてというお話もございましたが、そちらになると映らない放送局もあるということもお伺いしております。様々な課題がございますが、この10カ月を切った段階で、もう10カ月後には全体がデジタル放送化される予定でありますので、今後も様々な問題が、駆け込み需要の中で新たな問題もまた発生するかもしれません。県としても、県民の生活に直接影響してくる問題でありますので、今後とも

その対策、対応をよろしくお願ひしたいと思います。

また、時間が限られておりますが、この地上デジタル放送化で私はほかでも心配していることがあります。これは要望にとどめておきますが、アナログテレビ、今よく無料回収であるとか、1円回収とか、道路沿いにも出てはおりますが、全国でアナログのテレビが3500万台ぐらい廃棄されるのではないかとお願ひされております。その中でやはりあってはならないことではございますが、不法投棄の心配もございませう。

そういった意味においては、これは環境森林部になるかと思ひますが、当然国のほうでその対応をしていかないといけないうけでございませう。やはり一番身近な市町、そして、県のほうで、あってはならない不法投棄が発生した場合にそれへの対応をどのようにしていくのか。このあたりを国のほうへもまた今後とも協議をしてもらえようによろしくお願ひしたいと思います。県民の方はぜひ不法投棄をされないように、この場をかりてよろしくお願ひいたします。

また、もう1点、これは警察本部になってくるかと思ひますが、地上デジタル放送を利用した詐欺事件がかなり増えてきておると、そのように聞いております。おれおれ詐欺や振り込め詐欺等は少し減ってきておるとございませうが、新たな手法としてこの地上デジタルを使った形のものが増えてきております。県民の方はくれぐれも詐欺に遭われないように御注意いただくとともに、警察のほうでもしっかりとその予防、また対策など、特に高齢者世帯を中心に周知徹底をどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、時間も限られておりますので、最後の質問に入らせていただきます。

名松線復旧への進捗について質問をさせていただきます。

昨年10月8日の台風18号の被災により、家城 - 伊勢奥津間の鉄道による輸送が復旧されないまま間もなく1年になろうとしております。地域住民にとり、また今後の地域活性化のための名松線の復旧がいかに重要なことであるかは、本年2月に質問をさせていただいた際、私のほうからも地元住民の切

実なる思いや行動を訴えもし、知事並びに県においても十分御認識いただいていることを確認しているところでもあります。

また、県としても復旧に向けた取組を鋭意行っているところでもありますので、改めてこの場で再度申し上げる必要はございませんが、間もなく1年の歳月が経過しようとしている状況にもかかわらず、復旧へのめどがはっきり示されてこない現状に、地域住民は大変不安を募らせております。夏祭りや敬老行事などに参加させていただきましたが、数多くの地域の皆さんから、改めて復旧への切実な思いや、災害発生時のつめ跡がいまだに放置されたままの状況が続く現状に対し、何とか一刻も早く復旧してもらいたいとの悲鳴にも似た声を直接聞かせていただいております。

私も地元で生まれ育った人間であり、早期の復旧を強く願う一人として、まず前回の質問以降からこれまでの復旧への取組を簡単に確認した上で、今後の復旧に向けた取組について質問に入っていきたいと思っております。

前回質問の折、知事より御答弁をいただきました、中部運輸局の参加を得た上での4者の話し合いが3月18日に行われ、その後JRより4月20日に安全・安定輸送の確保のため、自治体を実施すべき工事についての箇所並びに工事についての考え方が示されました。これがそのグラフになります。(パネルを示す)字が小さいので申しわけございません。40カ所、谷どめ工であるとか流路工などがかかれています。もう一つがその位置図になってまいります。(パネルを示す)竹原から伊勢奥津間の中でどこでどのような工事が必要かということは、この地図の中に落とし込まれております。

この4月20日のJRからの提案、これは裏を返せばそれらの工事が安全・安定輸送のため、本当に県や市など自治体が行わなければならない工事であるならば、自治体が行えば、それぞれの地域の重要な公共交通の一翼を担っているとの使命と責任を強く持っていていただいているJRとして、地域の宝としての歴史を持つ名松線を復旧するという意思表示であると、私に限らず一般的に考えることができます。

そのJRの提案を受け、県は津市並びに専門家である三重大学の酒井教授

などの御協力もいただき、6月より取り組んだすべての現地調査を既に終えるとともに、現在はその調査結果をもとに津市との連携並びに専門家の御意見もすり合わせ、精査の大詰めを迎えるところであると先日知事会見でもお話をいただきました。

そこで、お伺いをいたします。

この精査の結果はいつごろになり、また、その結果をもとに中部運輸局、ＪＲ、津市、県による４者協議をいつごろ開催する予定でいるのか。

さらに、もう１点、何度かの協議が当然必要になってくると思いますが、４者協議が終わった後の結果、名松線復旧に向けた県の行うべき役割、事業が明確になされたときは、一刻も早い復旧に向け県としてその責任をしっかりと果たす覚悟を持っていただいているのか。間もなく１年の歳月が経過するこのときに、改めて知事の復旧への御決意も含めお聞かせいただきたいとします。知事、よろしくお願ひいたします。

〔野呂昭彦知事登壇〕

知事（野呂昭彦）　ＪＲ名松線は平成21年10月の台風18号により被災いたしまして、松阪 - 家城間は運転が再開をされたものの、家城 - 伊勢奥津間はバスによる代行運転が現在も続いているということでございます。県におきましては、平成21年11月から平成22年1月にかけて現地調査等を行いまして、災害前の状況に復旧するには、県として特段の対策は必要ないという調査結果をまとめて、2月にＪＲ東海に対しまして家城 - 伊勢奥津間を災害前の状態に復旧することなどを申し入れたところでございます。

しかしながら、4月にＪＲ東海のほうから、鉄道運行の安全・安定輸送を確保するためには、40の沢不安定箇所等の改善が必要であり、そのための谷どめ工や排水路等の対策工事については自治体、すなわち津市や三重県でございますが、これで実施をすべきであるとの考え方が示されたところでございます。

県といたしましては、山林周辺部からの影響を未然に防ぎ、予防的に安全性を確保するという観点から、今、有識者を交えまして津市とともにＪＲ提

案の対策工事の必要性などを検証しておるところでございます。ＪＲ東海はバスでの輸送が安全面から最適であるとの主張は変えておりませんが、調査結果を取りまとめ次第、津市の意向を尊重しながら、家城 - 伊勢奥津間の鉄道による運行再開を前提に、県としても必要な治山事業を実施する方向で、10月以降に行われる中部運輸局、ＪＲ東海、津市、県の４者による話し合いに臨みまして、名松線の復旧を求めてまいりたいと考えておるところでございます。

議長（三谷哲央） 今井議員、簡潔に願います。

〔10番 今井智広議員登壇〕

10番（今井智広） 御答弁ありがとうございました。

今、知事のほうから復旧に向けた県の取組を進めていくという御答弁をいただきました。時間のかかる工事もあるかと思いますが、一刻も早い復旧を願う一人として、今後ともこの問題にはしっかりと取り組ませていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

議長（三谷哲央） 17番 北川裕之議員。

〔17番 北川裕之議員登壇・拍手〕

17番（北川裕之） おはようございます。名張市選出、新政みえ所属、北川裕之でございます。議長のお許しをいただき、一般質問をさせていただきます。

ようやく厳しい残暑もおさまり、過ごしやすい気温になってまいりました。涼しげな秋の到来をこれほど待ち焦がれた年もなかったのではないのでしょうか。しかし、ここ議場の中はまだ暑さが続いている感があります。その暑さに乗って私も精いっぱい議論させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

テーマは二つ、一つは地域医療の再生を図るためにと題して、地域医療を守るための医師確保対策について議論をさせていただきます。もう一つは、

バイオマスタウン構想への支援をと題して、地元が取り組む環境施策への支援を訴えさせていただきます。例のごとく60分一本勝負ということで、第1番目の医療の項目に時間を割きますので、2番目の環境の項目は時間切れで要望にとどめさせていただくこともあるかもしれませんので、先にお断りを申し上げておきます。

さて、それでは第1番目の地域医療の再生を図るためにから始めさせていただきます。

最初にこの表をごらんください。(パネルを示す) 現在伊賀管内で二次医療を担い、二次救急の輪番制を担当している3病院の中の公立2病院の常勤医師の推移表です。ちょっと小さいので見にくいですが、5年前と比べると2病院合計で21人の常勤医師の減、名張市立病院では5人の減、上野総合市民病院では16人の減、とりわけ救急医療の主力の一つである内科系に至っては、上野総合市民病院において9人からたった1人に激減をしています。急激な医師不足の中で、一昨年から伊賀市内の岡波総合病院と合わせ3病院で二次救急の輪番制を実施していますが、その輪番を組むのもままならないところまで医師数が落ち込み、ついにこの8月には当番日が決まらない空白日が2日間出てしまいました。

こうした状況を受け、8月20日に私ども伊賀管内の5人の県議団で伊賀地域の二次医療体制に関する緊急要望を知事に提出させていただいたところです。一つには常勤内科医の緊急確保、二つ目には地域医療再生計画を活用した早急な医師確保対策、この2点を強く要望させていただきました。こうした要望を受けてか、知事並びに県当局において今月24日にみえの地域医療を守る緊急メッセージを発していただき、あわせて幾つかの緊急対策も発表いただいたところです。その迅速な対応に大変感謝を申し上げたいと思います。まずは野呂知事に今回の緊急メッセージに込めた思い、取組への決意をお聞きしたいと思います。

〔野呂昭彦知事登壇〕

知事(野呂昭彦) 県民の暮らしの安全・安心を支える地域医療体制の整備



ということは、県政の最重要課題であると認識しております。これまでも地域医療体制整備の促進ということを総合計画県民しあわせプランの第二次戦略計画におけます、重点的な取組に位置づけ、医師の確保対策、救急医療体制の整備などに積極的に取り組んできたところでございます。しかしながら、新たな医師臨床研修制度の導入など、国の制度改革が進められる中で、医師の不足、偏在が拡大するなど、地域医療体制は大変厳しい状況に直面しております。

県におきましては、こうした事態に的確に対応していくために、これまで医師修学資金貸与制度の抜本的な見直しや医師キャリアサポート制度、これは以前はドクタープール制度と言っておったところでありますが、こういった制度の活用、地域医療研修センターの設置など、医師の確保と定着に向けた新たな取組を他県に先駆けて進めてきたところでございます。しかしながら、こうした努力にもかかわらず、今日の地域医療は一層厳しさを増してきている状況にございまして、迅速な医師の確保と定着を促進し、県内の医師不足、偏在を早期に解消していく必要がございます。

このため、去る9月14日、みえの地域医療を守る緊急メッセージを発表いたしました。その中で、まず一つは医師確保対策チームを設置するということ、それから、二つ目に研修医研修資金貸与制度の創設をするということ、それから、三つ目に厳しい医療現場で献身的に努力をされている医師をはじめとする医療スタッフへの支援、こういったここ数年厳しい状況を乗り切るために緊急対策として実施をしていこうということを打ち出しました。あわせまして、県民の皆様に対しても、医療機関に必要以上の負担をかけないために適切に医療機関を受診するよう呼びかけを行ったところでございます。

今後でございますが、私自身も先頭に立ちまして、三重大学や医師会、病院協会など、関係機関に働きかけを行うなど精いっぱい努力をいたしまして、この厳しい局面を全力で乗り越えていくことを努力してまいりたいと思っております。県民が安心して質の高い医療が受けられる医療提供体制の早期実現を目指して頑張っていきたいと思っております。

〔17番 北川裕之議員登壇〕

17番（北川裕之） ありがとうございます。厳しい局面を乗り越えるために、知事自ら先頭に立って頑張るという決意を聞かせていただきました。その知事の決意をしっかりと受けて、この先は真伏健康福祉部長と議論を重ねていきたいと思います。

ちなみに、みえの地域医療を守る緊急メッセージはみえのと平仮名で書いていただいてありまして、これは伊賀の人は伊賀のと、志摩の人は志摩のと、こういうふう読み違えるように御配慮いただいたのかなと。余りどうでもいいことですね。済みません。

さて、それではここで緊急対策の中身の議論の前に、これまで県が取り組んできた医師確保対策が幾つかありますが、その成果並びに課題の検証をしておきたいと思います。

県は地域医療の確保に向けた三重県独自の取組として、21年度から医師確保対策のためのポジティブ・スパイラル・プロジェクトを実施してきました。一つは、指定する支援病院から医師不足に悩む病院に医師を派遣するバディ・ホスピタルのシステム、二つ目は地域医療に関する実践的な研修を提供する場とする、地域医療研修センターを紀南病院に設置すること、三つ目には三重大学医学部内に医師育成体制を強化するために市町村振興協会から医学・看護学教育センター向けに財政支援を行うこと、この三つを柱としてまいりました。

まずはバディ・ホスピタルです。この仕組みは、こんな時代ですから医師数に余裕がある病院は県内でなかなかないわけですがけれども、それでも比較的余裕のある病院と医師不足で厳しい病院との2病院間でバディ、これは相棒という意味だそうですね、その間で医師を派遣するというものです。

県内でバディを組んでいただいた3組のうち、唯一派遣がかなわなかった地元名張市立病院にも、ようやくこの8月から相棒として組んでいただいた市立四日市病院から医師派遣をいただくようになりました。数名でローテーションチームを組んでいただいて、休日の日直当番医を月2回支援いただいて

いるようです。現場は大変助かっておりまして、県の御尽力に感謝申し上げます。しかし、一方で、県立総合医療センターから当直支援を受けていた上野総合市民病院のほうは、この4月から事情により一時休止と聞かせていただいております。大変残念に思っております。

そもそも当初のもくろみは、3カ月単位で指導医と研修医をワンセットで支援するものだったはずですが、いつの間にかグレードダウンをしてしまいました。他県で実績を上げた仕組みと当時聞きましたが、三重県ではうまく機能をさせることができなかったのではと感じます。今日までの実績を再確認させていただき、どこに問題があったのか、課題は見えているのか、改善の余地はあるのか、さらに拡大の可能性は見込まれるのか、こうした点についてお答えください。

健康福祉部長（真伏秀樹） まず、バディ・ホスピタルについてのお答えをさせていただきます。

御指摘がございましたように、まず平成21年5月に最初のバディ・ホスピタルということで、県立総合医療センターのほうから上野総合市民病院のほうへ当直支援というのを最初に行ったわけでございます。その後、平成21年10月からは山田赤十字病院のほうから尾鷲総合病院のほうへ、これは常勤の内科医という形で派遣が行われております。それと、本年8月でございますけれども、市立四日市病院のほうから名張市立病院のほうへ救急輪番日の隔週土曜日における日直支援という形での支援が行われておるところでございます。現実にこうした形での取組が行われておるわけでございますけれども、確かに医師不足地域への診療支援ということであれば、必ずしも当初想定をした形での成果というのは十分でなかったのかなという反省をしております。

その理由でございますけれども、県内の拠点病院といえども、それほどたくさんの医師を抱えているわけではございません。そういう状況の中でいろいろお願いをするわけでございますけれども、どうしても受け入れ側の病院におきましても、派遣される医師の専門医の資格の取得でございますとか、キャリア形成への対応が十分に行えないとか、そういう制約等もあってなか

なか派遣が実現をしなかったというところがございます。

今現在三重大学でございますとか、それから、病院協会ですね。その辺でもいろいろ調整を進めておりまして、各拠点病院のほうから医師不足地域のほうへたくさん医師を派遣していただけるようにいろいろ要請もさせていただいておるところでございます。今後もその派遣先病院におきまして、専門医の資格の取得が可能な研修、勤務プログラムですね。そういうものを提供していく話でございますとか、それから、派遣される医師のモチベーションを高める中で、ストレスなく医療に従事できる環境整備、そういうことも含めて充実した診療支援というのが行われるように努めていきたいというふうに考えております。

それと、前回名張市立病院のほうの支援について、私が6月会議の関連質問の中で4月から実施をしているというふうにお答え申し上げましたけど、少し私どものほうの情報の収集不足でございまして、実際は御指摘のように8月からでございますので、訂正させていただきたいと思えます。

以上でございます。

〔17番 北川裕之議員登壇〕

17番（北川裕之） 結局もくろみどおりというか、それに近い形で成立したのは山田・尾鷲ペアということでしょうかね。6月の関連質問でいいかげんにバディは見切りをつけて新しい施策をとということも申し上げました。しかし、残念ながら、今回打ち出された緊急対策自身もそうですけれども、いずれも中長期的な施策ばかりで、即効性が期待できるものは残念ながらこのバディしかないという状況です。それゆえにこだわってしまうんですが、ぜひ何とか当初のもくろみに近い形で進めていただきますように努力をいただきたいと思えます。

夜間や休日の当直医というのを求めがちな受け入れ病院と、厳しい環境の病院に若い研修医を置くと、やめられたら大変だと思ふ派遣元の病院と、これは初めから話が合いにくい、難しいということは言われていたわけで、よほどのインセンティブがないと成立しないだろうという議論は当初からさ

せていただきました。そのあたりがやはり不十分ではなかったのかなというふうに感じます。今キャリア形成ということで専門医の取得だとか、こういうことができるようにというふうなことで言葉でおっしゃっていただきましたけれども、具体的に何かそういうインセンティブを考えていくということなのか、そのあたりをお答えいただきたいと思います。

健康福祉部長（真伏秀樹） 今回の緊急対策のほうで新たな貸与制度を設けておるんですけれども、その中でも特に専門医といいますか、研修医レベルですね。特に後期の研修医レベルの方に対しては、キャリア形成がしっかりできるようなプログラムを三重大学でございますとか、それから、拠点病院とも連携する中で、そういうプログラムをできるだけ提供する中で、貸与資金と合わせてそういう方がどんどん入っていただけるようなそういう形のことをしていきたいなというふうに思っております。

それと合わせまして、同じく対策の中でも書いておりますけれども、勤務医の方の負担軽減を図れるような仕組みというの、いろいろと病院からも御提案いただくような形で採用していきたいなと思っておりますけれども、そういうこともどんどん取り入れる中で、直接行っていただいた方に過重な負担がかからないように、そういうことにもできるだけ配慮できるような取組もしていきたいなと思っております。

〔17番 北川裕之議員登壇〕

17番（北川裕之） ぜひ具体的な改善を御検討いただきたいというふうに要望させていただきます。

次に、地域医療研修センターの実績についてお尋ねをいたします。

昨年は紀南病院にもお伺いをし、また、センター長の奥野先生には伊賀までお越しをいただいて、私どもが開催したシンポジウムでも御講演をいただきました。僻地は医者ですてきにするという奥野先生の思いに大いに共感をさせていただきました。

そんな奥野センター長の人柄や、地域医療を守るために地域住民も参画する環境が培われてきた紀南病院をフィールドにする地域医療センターには、

多くの研修医が学びに来ているとお聞きしています。大変喜ばしいことですが、その実績をお聞かせいただくとともに、あわせてここでの研修はいわゆる前期、臨床研修の地域医療の分野での研修ですから一、二カ月、長くても3カ月程度の研修でしかありません。その成果が三重県の医師確保に具体的にどう結びついていくのか、どう結びつけていくのか、県の考え方をお聞きしたいと思います。

健康福祉部長（真伏秀樹） 地域医療研修センターでございますけれども、地域医療の最前線におきまして実践的な地域医療を提供するというところで、平成21年4月に紀南病院内に設置をしたわけでございます。この地域医療研修センターでは平成21年度、これはスタートの年でございますけれども、21名の研修医の受け入れをしております。本年度、22年度でございますけれども、現在35名の研修医の受け入れということで、予定も含めてでございますけれども、そういう形で進めさせていただいておるところでございます。特に平成22年度におきましては、県外の病院からの研修医が前年度は7名だったのが16名にまで増加をいたしておりますし、それから、研修医を送って来ています県内の臨床研修病院も3病院から4病院に増加をしていると、そういう状況でございます。

一方で、御指摘がございましたように、この研修センターのほうで受け入れをいたします研修生というのは、初期の臨床研修医ということになりますので、その期間がどうしても1カ月から3カ月という短い期間になってしまいます。そういう意味では、ここは一つ大きな課題かなというふうに思っております。

それとあわせまして、御指摘のように専門研修医ですね。その受け入れというのもこれから積極的に取り組む必要があるのかなというふうに考えておるところでございます。県内では、臨床の研修医というのが特に若手医師を中心に減少傾向にございますので、研修センターのほうで研修を受けていただいた多くの研修医の方をできるだけ県内で定着をしていただく。そういう形での取組の中で、若手医師の増加というのに当たっていく必要があるのか

なと思っております。

現在こういう形で研修を進めておりますので、こういう研修医の方々に対しても再度県内で勤務をしていただくような働きかけ等を今回医師確保対策チームをつくりましたので、そういうところもしっかり動かす中で、こういう方々にも少しでも三重県内にまた帰っていただいて、現場で勤務をしていただくと、そういうような形での働きかけをしっかりとやっていきたいなと思っています。そのためにも、今回緊急対策として打ち出しました研修医研修資金貸与制度ですね。これをしっかりと活用していきたいなというふうに思っております。

〔17番 北川裕之議員登壇〕

17番（北川裕之） 2年間で56名の研修医ということですから、ぜひこの方たちを三重県で引き続いて定着をいただくように御努力をいただきたいと思います。そのために、医師確保対策チームが汗をかいていただくということですから、ぜひ大きな仕事のメインとしてやっていただきたいというふうに思います。

最後にポジティブ・スパイラル・プロジェクトのもう一つの柱、市町村振興協会から三重大学の支援ですけれども、これは余り我々にはわかりにくいというか、成果が県民に見えにくい感じがいたします。毎年1億円ずつ6年間にわたり支援をということですが、金額もなかなか高額だと思うんですけれども、どういうお金の使われ方をしているのか、どういう成果が見込まれているのか、県として把握をしていれば教えてください。

健康福祉部長（真伏秀樹） 市町村振興基金によります事業でございますけれども、この事業によりまして三重大学のほうではこの振興基金の協会のほうですね、そことの協定を結ぶ形で医学・看護学教育センターというのが三重大学にあるわけですが、そこに10名ほどの教員を配置いただいております。

その配置の目的でございますけれども、三重大学の地域枠の学生等の定員がどんどん増えてきておりますので、そういう地域医療の教育でございます

とか実習体制の充実強化ということを主眼にして、そういう教員の配置をしていただいているところでございます。

あわせまして、今年度は市町が行います保健活動でございますとか健康教育事業への参加、それと、地域の医療機関におけます体験学習ですね、そういう形での医学生と地域医療を結びつけ、地域医療に対するモチベーションを高めていただく取組とか、そういう形での使われ方を現にしておるところでございます。

御承知のように、三重大学は地域枠の拡大をしてきておりますので、平成18年度以来、従来地域枠は5名だったのが30名まで拡大をいたしております。そうした中で、どうしてもこういう定員増加に伴いまして教員の確保とか、その充実というのは大変必要でございますので、そういう趣旨でこの基金というのをしっかり活用をしていただいているというふうに思っております。

〔17番 北川裕之議員登壇〕

17番（北川裕之） 時間をかけて、お金もかけて、じっくりと育てていただく部分での投資というふうに理解をさせていただきますけれども、しかし、一方で、市町からすればどんどんと地元の病院から医師が引き揚げられていくという環境の中で、一方では多額の金額を出しているということにもなります。県が三本柱の施策の一つとして上げている以上は、このあたりの成果の実証もきちんと県の立場としてやっていただきますように要望させていただきたいと思います。

さて、次に知事メッセージとともに発表された、緊急対策の中身について検証をさせていただきたいと思います。

最初は医師確保対策チームについてです。

この件については、長く多くの議員が訴えてきたところですし、私も随分前になりますが、執行部と議論をした記憶がございます。当時は医療政策室で対応は十分だという説明でしたし、暗に特別チームをつくっても成果が上げられない的な話を聞いた記憶があります。

そういう意味からは、今回の医師確保対策チームの設置というのは今さら



ながらという感は否めませんが、逆に言えば幾分かの医師確保のめどが立っているのかなと期待も持つところであります。10名程度のスタッフで構成されるという話ですが、新聞等では医師等もメンバー構成に入るといふふうに見せていただきましたし、また、知事の記者会見では、できたらこの四、五年で二、三十名の医師を招聘したいと力強く述べられておりましたけれども、目標数も含めどういう成果を出していくのか、具体的に説明ください。

先にもう時間がないのでお話ししておきます。それで、こうした医師確保の具体的な取組ですけれども、幾つか項目を上げていただいておりますが、その項目を見てイメージするというか、つながるのはNPO法人MMC 卒後臨床研修センターです。これは小規模ながらも県内への医師確保の一端を担ってきていただきました。研修医と研修病院のマッチングはもちろんのこと、県内病院の求人情報の収集ですとか情報の発信、こういう役目も担ってきました。蓄積された様々なノウハウもたくさんあるはずですよ。小規模なスタッフで十分な活動もままならなかったというふうには聞かせていただきますが、本来なら県がここをしっかりとサポートして充実させるべきではなかったのか、こんなふうに思いますけれども、今後このMMC 卒後臨床研修センターとどう連携をしていくのか、お考えをお聞かせください。

さらに、医師確保チームという営業チームはできても、実際に三重県として売るものがあるのかどうか、大変疑問に感じます。他県でも同様の取組があると思いますが、その競争に勝てるかどうかは、よく言われることですが、若い医師にとっていかに三重県が魅力的な研修プログラムにあふれているかどうかではないでしょうか。

県内でも個々には研修医に人気がある病院もあります。しかし、三重県の場合、研修プログラムの充実是个々の病院の力量にゆだねられていて、三重県全体として束ねられたものではありません。三重県に行けばいろんな選択肢があり、若い医師が活動の場として、長く拠点として考えてもらえる。そんな環境をつくるため、県が主体的にかつトータル的にコーディネートされた研修プログラムの充実を図るべきと考えますが、御所見をお伺いしたいと

思います。

健康福祉部長（真伏秀樹） 医師確保につきましては、先ほど申し上げましたように、MMC卒後臨床研修センターの御協力のもとでみえ医師バンクでございますとか、いろんな形での医師確保の対策というのをいろいろ負ってきたところでございます。

その中で、実際MMC卒後臨床研修センターが中心になってマッチング等を行いながら一定の確保は事実やってきたわけなんですけれども、私どもが考えていますのは、MMC卒後臨床研修センターのほうについては本来卒後臨床研修という部分でいかに研修生をしっかりと獲得していただくか。そのためのいろいろな、先ほどおっしゃいましたけれども、研修プログラムですね、そういうものを、いかに魅力的なものを大学ですとか、それから、各臨床病院がございまして、そことも連携をしながらいいものをつくり上げていくというんですかね。そういう部分についてももう少し力を入れていただければなというふうに思っております。

当然今現にやっておりますみえ医師バンクの運営については、そのまま継続してMMC卒後臨床研修センターに委託をするつもりでありますけれども、私どもはそれに加えて、今回は県自らがこういう医師確保対策チームを大体10人ぐらいで予定しておりますけれども、実際につくりまして、いろんな形での県内の情報発信でございますとかいろんなことを打ち出す中で、しっかり県の職員が直接そのチームの職員として、招聘する医師等に面談も行い、それから、その勤務条件ですとか居住環境ですね、いろんな医師の希望いたします環境面等の調整も行いながら、誠意を持った取組をする中で一人でも確保していきたいなというふうに思っております。

私どもはこの事業を起こすまでに各県の状況等いろいろ調査もいたしたわけなんですけれども、一つ先行事例といたしましては、島根県のほうにこういう医師確保対策チームというのがございまして、そこでは同じように専門チームのほうを置いております。トップに医師の方を配置して、先ほど申し上げたように、きめ細かないろんな形での接触等をする中で、実際医師確保

を図ってみえたということで、平成14年度以降約50名を超える医師の招聘に成功しておるといってごさいます。

私どもはいろいろ新しい資金制度等もつくってまいりました。それとMMC卒後臨床研修センター等のこういう全国的にもまだ例のない組織がごさいますので、こういう組織をしっかりと使いながら魅力ある研修プログラム等をつくる中で、しっかりと確保をしていきたいと思っておりますし、自治医大のOBですとか、先ほど御指摘がごさいました地域医療研修センターのほうで実際研修を受け入れたそういう研修生なんかを中心に、しっかりと招聘活動に取り組みでいきたいというふうにごさいます。

〔17番 北川裕之議員登壇〕

17番（北川裕之） お話をさせていただいた研修プログラムの充実という面で、やっぱり県がもっとリーダーシップをとって主体的にやっていただきたいというふうにごさいますので、MMC卒後臨床研修センターについてはいろんな情報の蓄積、実績がたくさんあると思っておりますので、そのあたりも十分活用しながらきちっと役割分担、すみ分けをしていただいて、いい形で進むように考えていただきたいと思っております。

次に、研修医研修資金貸与制度についてお話をさせていただきたいと思っております。

従来の医学生への貸与制度にプラス、今度は前期と後期の研修医に貸与すると。150万から300万ということで結構高額な資金援助になりますけれども、この制度が医師確保につながる有効な施策なのかどうかというのが私自身も見きわめがつかみません。

そのあたりを確認しておきたいんですが、先般も質疑の中で中川議員の質問に部長のほうは、特に指導医が県内では足りない。後期研修医から指導医につなげるようなことをやっていきたいんだというふうにおっしゃっていただいたわけですが、この貸与資金がその指導医を育てる環境にどうつながっていくのか、その部分がよく見えません。そのあたりを具体的に説明いただければと、こんなふうにごさいます。

それから、従来の貸与制度の部分ですけれども、今年で7年目ということで、条件緩和した20年度から大変数も増えました。恐らくこれから五、六年の間に多くの学生が卒業を迎えることになり、研修医の定着に大きな期待を持たせていただくところですが、まずこのあたりの従来の貸与制度の実績と今後の卒業見込みについてお聞かせをいただきたいと思います。

さらに、今回研修医にまで拡充されたことも含め、この制度全体の課題として、県内への医師の定着を図るための仕組みづくりがまだ不十分ではないかというふうに指摘をさせていただきます。

県内の医療関係者の中では、貸与制度の応募者が多いのはいいことだけでも、しかし、その先、研修医や若い医師の県内への定着、医師確保に確実につなげる仕組みが必要だと。県内に従事すると返還を免除されることにはなっていますけれども、戦力となった医師にとっては決して返還に苦勞する貸与額ではありません。ましてや、有能な人材に多額の投資をする民間病院にとって、その肩がわりをするぐらいは容易なことと心配する向きもあります。

また、三重県は指導医が少ないという事情を考えると、納得のいく研修先を県内でこれから大量に提供できるかどうか大いに疑問があります。一方で、伊賀管内の病院のように、若い医師や研修医が働く場として決まるとは言えない環境のところは、たとえ県内全体で数が確保できたにしろ、なかなか来ていただくことは難しいのではないのでしょうか。このままでは地域偏在は解消されないのではないかという心配をいたします。

大学では地域枠もあり、また、貸与制度とは別に県内で臨床研修を受けていただいている方は21年度で82名いらっしゃいます。こうした方も含めて三重県全体で人材の配置をだれがどのようにしていくのか。そして、それは若い医師のいわゆるキャリアパス、キャリアデザインと合わせながらコーディネートされていかなければなりません。

国においてはこのことは問題提起が行われていて、さきに厚生労働省は医師派遣を担う地域医療支援センターを各都道府県に設置して医師配置をして

いくと、こういうプランが出されました。まだちょっと中身がよくわからないところもありますが、三重県としては他県に先んじてこうしたキャリアデザインと結びついた医師配置の仕組みづくりを急ぐべきだと考えますが、いかがでしょうか。

健康福祉部長（真伏秀樹） まず、1点目の研修医の研修資金の貸与制度でございますけれども、今までもお話しさせていただいておりますように、特に県内では40歳代以下の医師数の減少というのが結構厳しい状況にありまして、特に救急医療を中心に担う若手医師の増加というのが喫緊の課題というように形で認識をいたしております。

今回緊急対策として実施をいたしました研修医にあえてターゲットを絞ったというのも、そういうところで必要な人員をしっかりと確保できるような体制を早期につくりたいなということで、先ほどお話がありましたように、修学資金の貸与制度を拡充する中でいろいろ進めてまいりましたので、今現在医学の修学資金の貸与者については延べで220名の方に貸与をしているという状況でございます、この貸与を受けた方が大体4年から5年たてば、いわゆる臨床研修を修了して後期研修というところまで進んでいただけるような状況になるかなというふうに思っていますので、その時点になれば一定の医師の確保というのが進んでくるのかなという判断をいたしております。

そこへ行くまでの間に、どういう形で緊急的に医師を確保していこうかという部分で、今回緊急対策というのを焦点に当てた形での制度として出したわけでございます。そのために、この研修医につきましては、一つは初期の臨床研修医ですね。その方をいかに増加させたいかという部分、それと、あとは専門研修医の研修資金の貸与によりまして、初期臨床研修を終えた医師が医療現場において即戦力として、また、さらには将来の指導医として県内で定着をしていただく、そういうことを特に念頭に置いた形での制度として動かしておるところでございます。

特に専門医研修につきましては、第一線でやっていただく、中心的にいるいろいろやっていただくような立場にもだんだん近づいていきますので、どうし

でも厳しい医療現場での実際の勤務を行いながら、なおかつ専門分野の研究もしていただくというような形で、当然その中には例えば学会へ行っていただいて発表していただくとか、いろんな形でそのための経費等もたくさん要するというふうに聞いておるところでございます。

そのため、今回の専門研修医の研修資金につきましては一応国内では最高というふうに思っておりますけれども、330万円の資金を貸与するわけですが、その中で三重大学でございますとか、各拠点病院の協力を得ながら、専門医の資格取得が行える研修プログラムというのをしっかり履修できるようなそういうものをつくっていききたいと。その中で実際に専門研修医の方のニーズも踏まえた形でこの制度運用をするということで、この部分で恐らく他県とは少し違う特徴を持った部分として出せるかなというふうに考えております。こういう中で地域医療を支えるための若手医師なり、専門の研修医の確保をしっかりとさせていただきたいなというふうに思っております。

それと、もう一つのほうの効果的な医師の配置といいますが、そういう仕組みづくりについてというお話でございますけれども、先ほど申し上げましたように、これから四、五年たてば一定の方がお医者さんになっていただいて、その数については一定程度増えてくる。今の状況よりは緩和をしてくるのかなというふうに思っておるわけでございますけれども、問題はその出たお医者さん方をどれだけ効果的に配置をしていくかという部分かと思っております。

特に単に医師不足地域へ派遣するというだけではなしに、専門医の資格の取得でございますとか医師のキャリア形成ですね。そこに十分配慮したような形でこの配置等を考えていかないと、今現在の医療の抱えている課題と全く同じでございますと、そのキャリア形成につながらないところにはなかなか医師は行っていただけないという部分がありますので、そういう部分についての配慮というのが当然必要だというふうに思っております。

当然その中には将来的にどのような診療科目の医師の形成が必要なのかという部分、それから、またそのためにはどのような形で研修プログラム

をつくっていったらいいかというあたり、その辺の検討というのは必要かなというふうに思っていて、これからの三重県の医療構造がどんなものかというのをしっかり見据えた上での検討が必要なのかなというふうに思っております。

こういう問題意識につきましては、三重大学の医学部のほうですとか、それから、各拠点病院のほうも十分その辺の認識は持っていていただいておりますので、これからたくさん出てみえます医師の方々をどういう形で効果的に配置をして、地域医療というのをしっかり守っていけるかということをしかり念頭に置いた形での取組を進めていきたいなと思っております。

それと、先ほど御紹介がございました国のほうの平成23年度の概算要求におきまして、地域医療支援センターですね。これは仮称でございますけれども、各都道府県に設置をするという形で17億円ほどの概算要望が上がっております。当然私どもはこの概算要望が出てくる前から、県として先ほど申し上げたような医師を効果的に配置する、どういう医師を育てていったらいいのかというあたりをしっかりと三重県なりに持っていかなきゃだめですねという話はずっと議論をさせていただいていました。

今回概算要望でこういう制度が出てきましたので、これの国のほうの予算のつきぐあいを見ながら、私どもが設置をいたしました今回の医師確保対策チームですね、その辺との活動もしっかり合わせる中で、地域医療に従事をしていただきます医師のキャリア形成の支援ですとか、それから、あわせて医師不足病院等への医師の派遣等の調整といえますか、そういうことをできるような形での枠組みになっていますので、この辺をしっかりと活用させていただいて、制度としてこれは予算がついたらの話ですけれども、その辺もしっかり念頭に置きながら事業を進めていきたいというふうに思っております。

〔17番 北川裕之議員登壇〕

17番（北川裕之） 人材配置について、課題としてとらえていただいているところは認識をさせていただきましたけれども、しかし、だれがどのように責任を持ってやっていくのかというのは、ちょっと話の中からはあいまいに

しか聞こえませんでした。人材の配置といってもちょっと言葉が悪いかもわかりません。

私が仮に医学生だとすれば、卒業の年を迎えて、じゃ、貸与の金もいただいている、三重県に残りたい、残ろうと。でも、どこに前期の研修へ行こうか。今までならそれは大学の医局が指示をしていたという流れですけれども、研修制度が変わっていますから、自分で選んでいくということになるかと思うんですけれども、じゃ、どの病院に前期は行くんだ。後期の専門医の研修はどこに行って、そして、その後はどういうところに勤めて、自分の専門医、こういう分野で専門医の資格を取っていかうだとか、そういうものを、当然これは個人の考え方ではありますけれども、やはり同時に、それを県内に定着させていくための水先案内人が必ず必要だというふうに思います。

その部分で私は県が責任を持ってしっかりとやっていくべきであるというふうに思っておりますし、重ねてそこには、前段でお話をさせていただいた充実した研修のプログラムというものも、これも県がやはりリーダーシップをとって構築をきちんとしていくと、責任を持ってやっていくと、こういうことをぜひやっていただきたいと思います。

本来医師の配置については、ドイツやイギリスのように国が制約をかけて配置をしていくというやり方をしているところもありますけれども、日本においてそれがいいのかどうかというのは私はちょっとよくわかりません。ただ、少なくとも今の枠組みの中では、まだまだ地域間競争は続くのかなというふうに思います。

大きな地域偏在を抱えた三重県としては、それを解消するためにしっかりとした研修プログラムの充実と、先ほどもお話しした水先案内人の役割を担う部分をしっかりと県としてやっていただきたい。このことを強く要望させていただいて、最後に伊賀の医療についてお話をさせていただきたいと思います。

伊賀地域の医療体制の厳しい現状については、冒頭お話ししたとおりであります。医師不足、過重労働、それに起因するさらなる医師不足と、一たん



負のスパイラルに陥ると坂道を転げ落ちるように事態はどんどん悪化をいたしております。しかし、他の地域と大きく違うのは、よく引き合いに出されますけれども、先般伊賀の森野県議からもお話がありましたように、10万人当たりの医師数は全国平均どころか、三重県の平均も大きく下回って、県内で最低の地域だということです。つまりは逆に申し上げますと、少しの医師の引き揚げと減が致命的な影響を及ぼす地域でもあります。

もちろん地元でもいろんな取組をしてみましたが、やはり自治体や病院での自助努力の範囲を超えてしまう、今の医師の急激な減少という状況ではないでしょうか。いろんなスポットの支援もいただきながら現場はやっておりますけれども、今やはりのどから手が出るほど欲しいのは常勤の医師、特に願わくば内科の常勤の医師、これを何とか、たった一人でもいいですから現場に置いてほしいというのが現場の切実な思いであります。ぜひこのことについての県の支援の考え方をお聞きしておきたいと思えます。

それから、もう一つ、先般の知事への緊急要望の中で申し上げたことは、地域医療再生計画についてです。基金を使った地域医療再生計画は、御承知のとおり県全体で取り組む事業と、それから、個々の医療圏で取り組む事業がありまして、伊賀地域の場合は約12億6000万で伊賀地域の中の医療体制を整えるという計画になっております。

これについては、実は上野総合市民病院と名張市立病院、公立2病院の経営統合、機能分担、医師の集約化、こういうものが条件となっています。ただ、冒頭に見ていただいたような急激な医師の減少の中で、集約化、機能分担というのはなかなか難しい状況になってしまっています。そういう現状の中で、新たな機能分担の構築や計画の見直しも含めた柔軟な対応が求められておりますが、県当局の所見をお聞きしておきたいと思えます。

健康福祉部長（真伏秀樹） まず伊賀地域におけます医師確保でございますけれども、特に本年8月からですけれども、上野総合市民病院の内科医が1名になっている状況でございます、その中で二次輪番のほうで空白日が生じてきたりとか、そういう大変な状況になっているということは私らも十分

認識いたしておりますので、そのための努力をいろいろいたしておるところでございます。

御承知のように、まず安定的に二次救急医療というのが確保できるということが一応最低限といえますか、それが一番大事な部分だというふうに思っておりますので、そのための輪番病院における常勤医師の確保というのをまず第一の課題というふうに思っております、いろんな形でのお話を進めさせていただいております。

特に三重大学の医学部、それから、各地域の拠点病院に対しましては、いろいろお話もございましたけれども、バディ・ホスピタルによります伊賀地域への医師派遣という形での診療支援というものを繰り返し働きかけも行ってきておりますし、再度その辺についてのいろんな取組を最近もいろいろやっておりますのでございまして、今後もそういう形での取組というのを一層強化する中で、当面必要な内科医師の確保を図っていきなというふうに思っております。

それと、地域医療再生計画のほうでございましてけれども、先ほど申し上げましたように、上野総合市民病院の内科医が1名になるという形で、救急医療の中核を担っていらっしゃいます病院の一つの医師不足が、大変深刻な状況でございまして、地域医療再生計画を策定したときはそういう意味で大きく医療環境というのが変わってきてしまったのかなという認識を持っておりまして、今のままでは地域医療再生計画のほうに記載をした形での、医療の機能分担ということを進めていくというのは大変困難なのかなというふうに認識をいたしております。

一方で、限られた医療資源でございまして、それをいかに効果的に配置していただく中でその救急医療を確保していくかについては、これは当然伊賀地域というのを一つのまとまりという形で検討していく必要があるかなというふうに思っておりますので、伊賀市、それから名張市の両市、それと、二次輪番を担っていただきます3病院を中心に、どういう体制で臨んでいかというのを早急に検討していただく必要があるのかなというふうに思っ

おります。

県といたしましても、そういう検討の場にはしっかり参画もさせていただきまして、その中でどういう形でいくのがいいのかというのをしっかり打ち出していただく中で必要な支援というのをしていきたいなというふうに思っております。

〔17番 北川裕之議員登壇〕

17番（北川裕之） 本当に現場は厳しい状況でございますので、緊急メッセージと一緒に緊急対策ということで出させていただきました。メッセージは緊急に出していただいたんでしょうけれども、対策の中身は決して緊急対策ではないなというふうに感じてしまっています。ぜひバディ・ホスピタルも含めて、使えるところはフルに使っていただいて、常勤医師の確保ということにぜひとも御努力をいただきたいと思います。

それから、地域医療再生計画のほうは機能分担集約化ということで、公立2病院の片方を急性期の病院にして、片方を慢性、回復期の病院にして、急性期のほうにある程度お医者さん、スタッフを寄せて、そして、そこで救急医療体制もきちんと組む形をとる。こういうことでもくろんだわけですが、もう内科医が1人というふうなことで、集約も何も無いという状況になってしまっています。

しかしながら、部長がおっしゃっていただくように、限られた医療資源を有効に使うという点では、やはり引き続いて機能分担、役割分担の議論は続けなくてはならない、こういう理解ではおります。それゆえに、ぜひ新たな機能分担、役割分担の形を、県が中にしっかり入って、汗もかいていただいて早急に構築をいただきたいという点と、それから、できれば基金の事業についても、医師確保に直接つながるものであれば内容を変更してでも使えるような形に変えていっていただきたい。このことを強く訴えをさせていただきたいと思います。

最後に少し御紹介をしておきたいと思います。この医療の問題、病院だとか行政ばかりに頼ってはいはだめだということで、地域住民自らが関心を持

って情報共有をして、そして、自分たちにできることがないだろうか。そして、できることがあればそれを行動として起こしていく、こういうことが求められているんだろうと思います。地域医療は地域全体みんなで守り育てていく、そういう活動が必要ではないかなというふうに感じております。

少し地元の活動を紹介させていただきますが、この2年間で3回伊賀の地域医療を考えるシンポジウムを開催させていただきました。実行委員会結形式ということで私も一員として企画に携わらせていただきました。

1枚目のこの写真では、(パネルを示す)2009年2月14日、名張の会場でさせていただきました。上野総合市民病院の前院長、村山さんに伊賀地域の医療の実態について基調講演をいただいて、パネルディスカッションでは一次救急を担う応急診療所の医師会の先生、救急医療の現場にいる救急救命士や看護師の方のお話を聞かせていただいて、コンビ二的な受診を減らしていこうと、こういうふうな課題を共有させていただきました。

2枚目はこの写真ですが、(パネルを示す)ちょっとピントが甘くて申しわけないんですけども、2010年7月11日、伊賀の会場でさせていただきました。毎回300人以上の方が参加をいただいて、本当に感謝申し上げます。このときは奥野センター長においでをいただいて、僻地は医者ですてきにすると題して講演をいただきました。パネルディスカッションでは伊賀市長、名張市長、それから、両方の市立病院長に登壇をいただいて、機能分担、集約化について、いわゆるガチンコで討論をいただきました。

それから、3枚目の写真は第3回目で、(パネルを示す)2010年の3月13日、これも伊賀でさせていただきました。基調講演のほうは大阪の森之宮病院の宮井先生においでをいただいて、高齢者社会と回復期リハビリテーション病棟の役割についてということでお話をいただきました。これの意図は、この時点では上野と名張、急性期と回復期の病院に分けてやっていこうと。じゃ、回復期の病院って一体どんな病院なの、こんなこともわからずに議論はできないということでお話をいただきました。

そして、またその後、この写真のように実際に集約化をして救急医療は守

れるのかどうかということで、前回と同じメンバー、両市長、それから、両病院長という形で、これもガチンコで討論をいただきました。

決して行政任せ、病院任せということではなくて、地域もこういう形で問題意識を持って行動していこうということで頑張らせていただいております。ぜひ一緒に課題を共有しながら、地域医療を守るためにお互い頑張らせていただきたいというふうに思いますし、県は県の役割をしっかりと担っていただきたい。このことを強く訴えさせていただきます、1番目の項目を終了させていただきます。

それでは、次に残り時間が少ないですが、二つ目の質問項目、バイオマスタウン構想への支援に移らせていただきます。

まず、1枚目のパネルを見ていただきながらお話をさせていただこうと思います。(パネルを示す)バイオマスタウン構想は市町村が策定をするもので、地域内に存在するバイオマス、いわゆる動植物から生まれた再生可能な有機性資源というふうに言っていいたいでしょうか。例えば下水やし尿の汚泥、家庭から出る生ごみ、家畜の排せつ物、農作物の残渣、木質系の廃材、残材などですが、これらの有効な利活用を図り、資源循環型の社会の実現、地域産業の活性化を図るもので、農林水産省を中心としたバイオマス・ニッポン総合戦略推進会議の審査を経て、平成22年4月現在で全国279の自治体が構想を作成し公表されています。

三重県は意外に少なく、名張市とそしてお隣の伊賀市と2市が策定をしています。構想策定をし、その実現に向けて取り組むところには、事業の内容によりますが、国から交付金が出される仕組みになっています。

2枚目の、ちょっとわかりにくいですが、パネルを見ながら次の説明に。(パネルを示す)私の地元名張市では平成22年1月に名張市バイオマスタウン構想が策定され、生ごみの堆肥化や木質バイオマスを使ったマテリアル利用を進めようとしており、この7月には構想に基づいて具体的な活動を進めるバイオマスタウン推進協議会が発足したところです。

特に木質バイオマスの分野については、このパネルにありますように様々

な活用の仕方があるわけでございますけれども、三重大学の船岡教授が研究をされている植物バイオマスの全量利用、余りを何も残さない、すべて使ってしまうというこの全量利用というシステムの開発に、名張市は協力をして、事業化への取組を行うこととしています。

このシステムでは、資源が100%活用されるとともに、いわゆる燃料系、バイオエタノールだけではなくて、どちらかというところがメインになりますが、木質プラスチックやエレクトロニクス関連材料、それから、高度な医薬品までが高付加価値の製品として木材からその精製をされるということであり、このことが事業化、実用化されることになれば、地域産業の活性化にも大きく寄与し、また、放置された森林も資源化が進み、山の保全にもつながっていくのではと様々な分野への波及効果が期待でき、大きな夢を抱かせていただいています。

県には様々な研究機関への橋渡しや、活用の可能性のある企業への紹介など、多岐広範にわたる支援を求めるとともに、事業化の際には恐らくネックになると予想される、木材の切り出しのコストの削減策への支援、さらには、森林の活用をスムーズに進めるための、森林境界明確化事業の推進を積極的に図るなどの支援を求めています。この計画に対して県の対応、所見があればお聞かせをいただきたいと思っています。

〔辰己清和环境森林部長登壇〕

環境森林部長（辰己清和） 私のほうから木質バイオマスプラスチックに対する支援と木材生産コストの低減、山林境界の明確化について見解を述べたいと思います。

この木質プラスチックの事業化に当たりましては、良質のリグニンを抽出するというような技術的な課題から、石油製品に対抗できる価格にするための相当規模のプラントが必要とされまして、その規模に応じた需要先の確保など、御指摘のとおり様々な課題が想定されております。このため、商工会議所が中心となって事業化に向けて取り組まれておりますが、これに向けて課題の共有化を図るとともに、最新の研究成果や事業についての情報提

供など、農水商工部と連携して現地の取組に応じた協力を行ってまいりたいと思います。

それから、最後の木材生産コストの低減と山林境界の明確化でございますが、木質バイオマスというのは従来の県産材等の住宅事業とは異なりまして、より低価格でまとまった量というのが必要になってくるというふうに思っております。伐採から搬出までの生産コストを下げる必要があるというふうに思っています。それで、県では平成21年度から七つの流域で意欲的な林業者の参画を得まして、まとまった森林、21年度は48団地で実施しましたが、高密度な作業道を中心とした路網の整備と森林施業を一体的に行いまして、高性能林業機械で伐採、搬出するがんばる三重の林業創出事業を展開して低コスト化を進めております。

山林境界につきましても、この事業の対象となる団地を集約化の中で、森林所有の境界も明確になってきております。国のほうの来年度の概算予算要求におきまして、直接支払制度の林業版創設が掲げられておりますが、これも。

議長（三谷哲央） 答弁は簡潔に願います。

環境森林部長（辰己清和） 間伐材の搬出に合わせて一定の団地からそういうことを行う部分について対象とするということになってございますので、こうした制度を活用しながらがんばる三重の林業創出事業を進化させることによって、県産材の供給体制の低コスト化を図っていききたいと、このように考えております。

〔17番 北川裕之議員登壇〕

17番（北川裕之） ありがとうございます。その実験のプラントのほうも誘致を名張市ということで企画があるようでございますので、ぜひ支援をいただきたいと思っております。

それでは、時間が参りましたので、終結させていただきます。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

議長（三谷哲央） 暫時休憩いたします。

午後0時2分休憩

---

午後1時0分開議

開 議

副議長（森本繁史） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

副議長（森本繁史） 県政に対する質問を継続いたします。20番 中嶋年規議員。

〔20番 中嶋年規議員登壇・拍手〕

20番（中嶋年規） 志摩市選出、自民みらいの中嶋年規でございます。一般質問の機会をいただきましてまことにありがとうございます。

本会議場での質問は、これで通算10回目ということで節目の質問となります。早朝から地元志摩市から100名近い応援団の方が傍聴に駆けつけていただいております。先ほどから先輩や同僚の議員さんからいろいろと冷やかされておまして、私もいつもに増して力が入ってしまいそうで、空回りにならないように注意しながらも、わかりやすくしっかりと熱い議論をさせていただきたいと思います。ぜひ知事はじめ県当局の皆さんも、志摩地域をはじめとする県民の思いというものをしっかりと感じていただきながら前向きな御答弁をお願いしたいと思います。

質問に入ります前に、覚せい剤譲渡並びに使用による野呂知事の長男逮捕の事案について、一言私の所感を申し上げたいというふうに思います。

第2回定例会冒頭における、野呂知事の陳謝の言葉を私も沈痛な思いで受けとめさせていただきました。今回の事件は野呂知事とは別人格の長男が犯したこととはいえ、多くの議員からも指摘がありますように、県政のトップ



にある知事に対する県民の信頼をどう取り戻すのか、そのことが今一番問われていると思います。

野呂知事が平成15年4月21日に県職員を前に語られた知事就任のあいさつの中で、三木武夫元総理の最後の教え子として学び、三重県政を担う御自身の政治信条について語ったくだりがございます。三木先生は信なくば立たずとして、国民の信頼がなければ政治は成り立たないとよくおっしゃっていました。また、国民をおそれよとも言われました。おそれよとは怖いという意味のおそれではなくて畏敬、つまり敬うという意味であります。このような発言でありました。

今まさに信なくば立たず、これまで同様に県民の声、声なき声にまで畏敬の念を持って、県民の信頼をいかに取り戻すことができるかが肝要であると考えます。地域医療体制の整備、経済雇用対策など、県政が抱える喫緊の諸課題にしっかりと向き合い、一歩ずつ解決をしていくことが県民からの信頼を回復する一番の方法であると思います。知事がおっしゃったとおり、県政にいつきの停滞がないよう、しっかりとその職責を果たされることを心から期待しております。

私の所感を申し上げます。答弁は結構でございますので、早速質問に入らせていただきます。

まずは、志摩地域の私たちにとって、最大の懸案であります県立志摩病院の問題について幾つかお尋ねいたします。

崩壊の危機に瀕しております志摩病院の医療体制を回復、向上させる目的で、県立病院として県が責任を持ちながらも、病院経営についてはノウハウの豊富な民間にゆだねるいわゆる指定管理者制度の導入が、本年3月の第1回定例会において議決されました。

この決定を受け、本年4月から8月までの間に指定管理者選定委員会の設置と人選、具体的な募集要綱と審査基準の策定、全国への応募呼びかけと現地における説明会の開催など、切れ目のない対応を図っていただきました。その結果、全国で48の施設、病院だとか、診療所だとか、老健施設などを運

営しています自治医大系列の公益社団法人地域医療振興協会が応募していただいたところです。

志摩地域に生活する私たちにとって、少しでもよりよい医療サービスを提供できる法人を選定するに当たっては、複数の法人が競い合いながら高いレベルの提案内容を比較検討できることが望ましいと私は願っておりました。昨年度県がまとめた「病院の姿」可能性詳細調査報告書においても、二つの法人が運営の意思を持っていたこともありまして、今回の1法人だけの応募という結果は、ゼロよりはいいものの現実の厳しさというのを感じております。この結果に至るまで、全国に様々な形で応募の働きかけもしていただいたかと思えますし、私自身も非公式ながら幾つかの法人や個人を御紹介させていただいたところであります。

そこで、お伺いいたしますけれども、知事は今回応募が1法人であったというこの結果をどのように受けとめていらっしゃるでしょうか。また、この応募結果に至るまで県病院事業庁は指定管理者の候補となり得るどれだけの数の法人に、どのような働きかけを行ってきたのか。また、その際、相手方からはどのような反応があったのかを教えてくださいたいと思います。

また、今後の選定委員会での議論にもよりますが、危機に瀕しております志摩病院の状況を一日でも早く回復するため、1法人からの応募であるものの、以前に御答弁いただいたように、平成24年4月からの指定管理者制度への移行時期を前倒しすることは引き続き検討しているのか、お伺いいたします。

続いて、今日明日の課題として、志摩地域の救急医療体制の整備についてお伺いをいたします。

午前も北川議員のほうから、伊賀地域の救急医療のことについての御質問がございました。今度は志摩地域のことについてお伺いしたいと思います。

まずスライドをごらんいただきたいんですが、(パネルを示す)これは県立志摩病院の救急受け入れ患者数の推移を、月平均でグラフにしたものです。一番左下が平成18年度、一番右が直近の平成22年の7月、8月の2カ月の平

均で、平成18年度には1160人月平均で救急を受け入れておりました。直近の平成22年の夏は347人と、何と4年間で7割も救急受け入れ患者が減ったわけです。

じゃ、救急車の出勤は減ったのかというと全くそうではございませんで、この夏休み期間中も多くの救急車の出勤を目の当たりにしたところです。また、曲がりくねった伊勢道路を走る、あるいは混雑している伊勢神宮の内宮前を注意深く進む救急車を何度も見かけました。そのたびに患者さんや家族の皆さんが、非常に不安な気持ちになっているのではないかと、胸がつかれる思いでその状況を見ておりました。

志摩地域の救急搬送時間、つまり救急車が現場に到着してから病院へ収容されるまでの平均の時間ですけれども、平成21年のデータによりますと県平均が35.5分、志摩広域消防は46.8分、県内15消防本部のうちワースト3の状況がここ数年続いております。

そこでお伺いしますけれども、志摩地域における救急車の到着から、病院収容までの救急搬送に要する時間を短縮するための取組をどのように進めていらっしゃるのでしょうか。お教えいただきたいと思います。

また、こうした救急過疎、救急不便地と言わざるを得ない状況を脱するには、志摩地域で言いますと市立大王病院や志摩医師会などの連携のもと、志摩地域の二次救急を完結したものにすることが必要であります。それは今議論されております指定管理者制度、これを導入する以前の、今日明日にでも解決されるべき喫緊の課題であるということは、これまでも何度も指摘をさせていただいてまいりました。

また、これは残念なことにと申し上げざるを得ないんですが、仮に現在応募していただいております、地域医療振興協会が指定管理者となったとしても、救急医療体制がすぐさま回復するというわけでもないことが、先般公表されました事業計画書の要旨から読み取ることができます。ちょっとそこを御説明したいと思います。

これは、(パネルを示す)地域医療振興協会から出された事業計画書の要

旨の抜粋でございます。基本的な医療機能のところには、このように書かれております。救急診療体制については、近隣の医療機関と連携を図りながら回復を図ってまいります。当面は現体制の維持に努め、内科系、外科系でそれぞれ1名の当直医の配置については、指定管理開始後3年を目指して診療体制の回復に努めてまいりますと書いてあります。

また、(パネルを示す)政策的医療機能の部分の抜粋でございますが、地域の中核的な医療機関として、また、二次救急医療機関として、一日も早く救急診療体制の回復に努めます。当面は現診療体制の維持に努めると同時に、救急医療体制の構築に向けて近隣の関係機関に協力をお願いしてまいります。

これら二つの記述を総合しますと、平成24年4月からの指定管理者制度への移行時点から、少なくとも3年間は、医師不足によって、先ほどから申し上げております危機的な志摩地域の救急医療体制の現状を維持することしか期待できない。つまり、しばらくは今と変わらないと考えざるを得ません。

そこでお伺いいたしますけれども、志摩病院が救急を受け入れる中核病院としての機能を回復するため、指定管理者制度の移行までの救急医療体制をどのように整えるのか。加えて、指定管理者移行後もすぐに救急体制の回復が期待できないとするならば、県病院事業庁として指定管理者に任せただけでなく、独自の救急医療体制回復のための別なる手だてを講じる必要があると考えますが、いかがでしょうか。御答弁をよろしく願います。

〔野呂昭彦知事登壇〕

知事(野呂昭彦) 冒頭長男の件についてお触れになりました。このたび改めて皆さんに大変お騒がせし、御迷惑をかけたとおわびを申し上げるところであります。多くの皆さんからおしかりやら、それから、激励も含めた御心配やら、いろんなお声をちょうだいいたしております。こういったことを真摯にしっかり受けとめながら、誠心誠意知事としての職責を果たしてまいりたいと、こう思っておるところでありますので、よろしく願います。

志摩病院の指定管理者への応募のことでございますけれども、これまで議

会や地元関係者の皆さんとの議論を踏まえまして、病院事業庁が募集要綱を策定いたしまして、去る7月1日から2カ月間指定管理者の募集を行ったところでございます。

今回の募集につきましては、医療環境がより厳しい状況に変化し続ける中で、県が期待している条件が厳しかったこともございまして、応募の有無について大変憂慮しておったところでございますけれども、1団体であっても申請をしていただいたことにつきましては、志摩地域の医療の確保という観点から少し安堵をいたしておるところでございます。

なお、今回提出されました事業計画書につきましては、今後選定委員会におきまして募集要綱に示しました要件等に基づいた審査が行われまして、適切に判断がなされるものと考えておるところでございます。

それから、指定管理者制度への移行期間の前倒しということについてでございますけれども、この指定管理者制度の導入時期につきましては、病院事業条例におきまして、平成24年4月から同制度を導入するということになっておるところでございます。

志摩病院の現状をかながみますと、実は一刻も早くこの制度を導入したいと思ってまいりましたけれども、導入に向けましては指定議案の議決に至る手続や職員の身分移行に係る手続のほか、事業者とのリスク分担等の条件を整えながら協定締結を進めていくという必要がございますことから、相当これらへの期間を要するというので、指定管理者制度導入時期の前倒しにつきましては困難な状況と考えておるところであります。

このため、できるだけ早く病院機能の回復を図れるよう、制度導入前からの医師の派遣につきまして事業者に強く要請をしていきたいと、このように考えておるところでございます。

残りにつきましては、担当部長からお答えいたします。

〔東地隆司防災危機管理部長登壇〕

防災危機管理部長（東地隆司） 私のほうからは、志摩地域における救急搬送時間の短縮についてお答えさせていただきます。

志摩地域を管轄しています志摩広域消防組合消防本部においては、救急車の適正利用の推進、救急救命士の増員、それから、応急処置時間短縮のための隊員訓練などとともに、管内での円滑な救急患者受け入れについて、関係機関と連絡会議を開催し、救急搬送及び受け入れ時間の短縮に向けて取り組んでおります。

今回策定、公表しました傷病者の搬送及び受け入れの実施に関する基準についても、搬送時間の短縮につながるものと考えておりますので、一日も早い運用を行い、迅速かつ適切な救急搬送の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔南 清病院事業庁長登壇〕

病院事業庁長（南 清） 私のほうからは、志摩病院の指定管理者の募集の取組と指定管理移行前後の救急体制の整備について答弁をさせていただきます。

病院事業庁におきましては、本年7月1日の募集開始以降、できるだけ多くの応募者を確保するため様々な取組を行わせていただきました。具体的に申し上げますと、県の公報掲載のほか、指定管理者制度に関する全国情報サイト、それから、医療情報誌に募集の概要を掲載させていただきますとともに、県内以外にも中部や関西、関東方面の医療関係機関や医学部のある大学、これは国公立、私立も含めましてでございますが、合わせて29の団体に募集要綱を送付させていただきました。また、電話による周知説明をそれらの団体に行わせていただきまして、了解の得られました10団体につきましては直接訪問をさせていただいて応募の要請をさせていただきました。

こういった医療機関、あるいは大学からは現在運営している病院自体そのものの経営が厳しいということで、医師の派遣をする余裕がない。あるいは、志摩病院が距離的に遠いと、こういった意見や、示された条件を満たすだけの医師を確保することは厳しい、こういった御意見をいただきました。私もといたしましては、できるだけ多くの団体から応募をいただきたくったと

ころでございますが、このように応募に当たっての各団体の反応には非常に厳しいものがございまして、結果として一つの団体の申請になったところでございます。

それから、続きまして志摩病院の救急医療体制についてでございますが、現在志摩病院は深刻な医師不足の状態にございまして、大幅な救急医療体制の縮小を余儀なくされております。地域の皆様には御不安や御心配をおかけし、大変申しわけなく思っております。病院事業庁といたしましては、これ以上の救急体制の縮小とならないよう、現在の救急医療体制の維持に最大限努めてまいります。

さらには、指定管理者に志摩病院を引き継ぐまでに、救急医療体制を少しでも回復させたいと考えておρισまして、そのために引き続き三重大学をはじめ、県内外の医科系大学等への医師の派遣依頼や志摩地域出身の医師、あるいは地域に関係のある医師に対する招聘依頼など、医師確保に向けました様々な取組を続けてまいりたいというふうと考えております。

また、病院事業庁といたしましては、志摩病院の救急医療体制を整えるということは、志摩地域の救急医療を確保する上で極めて重要な要素であるというふうに認識をしているところございまして、今後とも志摩病院の救急医療体制を可能な限り整え、地域の皆様の御期待にこたえられるよう全力で取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから、指定管理に移行した後の病院事業庁の取組についてお尋ねがございましたが、応募者から提出をいただきました事業計画書の要旨の中では、先ほど議員からもお話がございましたが、当面は現体制の維持に努め、指定開始後3年を目指して診療体制の回復に努めるというふうにされております。

それと、一方では、地域の中核的な医療機関として、また、二次救急医療機関として一日も早く救急診療体制の回復に努めると、こういったことも示されておりますので、詳しくはどういうことになるかというのはヒアリング等を通じて確認をする必要がございますけれども、移行後3年かけて順次体制強化がなされるというふうに考えております。

こうした管理者の取組に加えまして、病院事業庁といたしましては指定管理移行後の救急医療体制の回復につきまして、医師確保が最大の課題というふうに考えておりますので、病院の経営主体というふうな認識で引き続き三重大学からの協力を仰ぐなど、指定管理者と連携をしながら救急担当医師の確保に努めていきたいと、このように考えております。

以上です。

〔20番 中嶋年規議員登壇〕

20番（中嶋年規） まず、救急のことなのですが、指定管理者制度の前倒しが非常に困難であるというようなお話があったり、今、指定管理者と連携しながら志摩病院の指定管理制度移行後も、それなりの独自の取組もしていきたいということもお伺いしたところですが、我々としては経営形態というのは極端に言ったらどうでもよくて、どうでもいいというのはおかしいですが、とにかく志摩病院からどういう医療機能を提供していただけるのか、そこが非常に大事でございまして、そういう意味では、指定管理者制度の具体的な導入というのが遅れてしまうということは、手続論的に遅れる、それから、大事な職員の身分の問題もありますので、そういったことを考慮して、前倒しが難しいとするものの、今おっしゃっていただいたように、指定管理者なりに医師の派遣を要請して、実質的には救急医療を中心とした医療サービスを、少しでも向上させてもらえる取組をしていただけるということを確認させていただいたんですが、ただ、その見通しが果たして本当にあるのか、そして、またそれを迅速にやっていただけるのかということに不安があります。

午前中、医師確保対策チームのことについてのやりとりがあった中で、島根県が先行的にやっているんだという御答弁がありました。私は平成16年の11月30日にこの場で、島根県はそういう医師確保策は先進県ですよと。その取組を見習って三重県も頑張ってくださいよと、平成16年の11月に言っている話が今ようやく実現しているというこの悠長さ、余りにも危機感がなさ過ぎるんじゃないかということをおし上げておきたいと思えます。



それから、今回指定管理に対する応募が1法人であったということ、これは少し安堵というのは私も同じであるんですが、ここからはちょっと矛盾したことを申し上げますけれども、とはいうものの、やはり妥協することなく、少しでも高いレベルの医療サービスを提供していただけるように、今回事業計画書が出てきてこれから選定委員会での議論になるかと思いますが、選定委員会においても、1法人しかないからもう仕方がないねというふうな妥協があってはいけないというふうに思っております。

かといって、地域医療振興協会を逃してしまった場合に、先ほど病院事業庁長からお話があったように、実際に10団体を訪問してみると、医師の確保は困難だとか、志摩は距離的に遠いだとか、かなり厳しい反応があったという現状からいきますと、なかなか妥協しづらいところもありますけれども、ぜひとも我々志摩地域の住民の立場に立っていただいて、また、もちろんこれは南伊勢町だとか、鳥羽市だとか、そういったところも関連してまいるわけでありまして。県立志摩病院に頼っておる我々住民、県民の気持ちというものをしっかりと踏まえていただいて、形だけの指定管理者制度の導入、形だけの救急医療体制の構築ということにならないように、ぜひとも全力を掲げて取り組んでいただきたいと思っております。

知事にちょっと再質問なんですけど、そういったことも含めて、これまで今私が申し上げたような不安だとか、不満だとか、そういうことに対して、いまだ知事の口から直接志摩地域の住民の皆さんに、この志摩病院に対する取組についての御説明をいただいたことがないかと思っております。近いうちに直接説明だとか、理解を求める必要があると、知事の口から直接そういう場をつくっていただく必要があるというふうに私は思っております、いかがでしょうか。御答弁をお願いします。

知事（野呂昭彦） 県として、志摩病院のかなり危機的な状況というものをしっかり受けとめ、県を挙げて取組をやっておるところでございます。私自身の行動につきましては、またその中でよく判断をしてみたいと、こう思っております。

〔20番 中嶋年規議員登壇〕

20番（中嶋年規） 知事が出てきていただくというのは本当に最終段階だと思っておりますが、そのときには、ぜひとも志摩地域の住民の皆さんが、野呂知事をお願いしておってよかったなと思っただけのような結果をぜひ生み出していただきますように、最後まで努力をお願いしたいと思います。

時間がちょっと今日はないと思いますので、次の質問に入らせていただきます。

次は漁業に関してでございます。漁業を元気に水産県・三重の復活をということで、実は岩田議員が代表質問で農業のことを取り上げていただいております。また、あさって29日には西場議員が林業のほうをされるということで、私はライフワークにしております漁業についてをお伺いしたいというふうに思っております。

本日傍聴に来ていただいている中でも、現役の漁師さんや海女さんも来ていただいております。そういったことを踏まえて、積極的かつ前向きな答弁をお願いしたいと思います。

余談になるんですが、まず私の胸についています青い羽根についてちょっとPRをしたいと思います。今日は自民みらいの1期、2期の皆さんにもお願いしてこの青い羽根をつけていただいておりますが、ちょっとこちらのスライドをごらんください。

（パネルを示す）この青い羽根募金というのがございまして、これは日本水難救済会が運営する海で遭難した人々の救助活動に当たる漁業者など、ボランティアの方々を支援するための募金でございまして、この写真は志摩市の波切漁港近くにあります。ここでジュースをかうと募金になるという、募金支援自動販売機でございまして、このメーカーは通常ですと赤い色がトレードマークなんですが、青い羽根募金ということで自動販売機も青色というふうなことでございます。

県の施設へ自動販売機を設置するに当たって、一般競争入札をやっているということで、公明党の今井議員の御提案がいよいよ実現するわけですが、

例えば水産研究所だとか志摩の水産高校、消防学校といった県の水産や防災に関する諸機関には、ぜひ率先してこの青い羽根募金支援の自動販売機の設置をお願いしたいと思います。

このように、漁業者というのは地場産業の一角を担っていただいているだけではなくて、海難救助といったセーフティネットの役割だとか、漁村文化や海女文化といった、海に囲まれた我が国がはぐくんできた文化の伝承の役割、あるいは藻場造成とか干潟保全によるCO<sub>2</sub>固定化などの地球環境保全の役割など、野呂知事のおっしゃる新しい時代の公をずっと以前からしっかりと担っていただいているというふうに思っております。こうしたことも改めて御理解いただき、質問をさせていただきたいと思います。

今年の10月19日に水産関係者が一堂に会しまして、今後の水産県・三重の方向性を決める重要な会議であります三重県漁協大会が開催されます。その漁協大会において注目されますのが、平成26年度からの1県1漁協への具体的な取組内容の確認と、三重漁連会長をトップにしました水産関係の系統団体で構成されます、三重県水産協議会が策定を進めます水産振興ビジョンの採択と考えられます。

ここに水産振興ビジョンの原稿があるんですけども、(原稿を示す)この水産振興ビジョン、これは10年後の本県水産業のあり方を明確に示し、漁業者自らが構造改革をしながら取り組んでいこうとする意欲的な内容となっております。

具体的に取り組むべき項目も検討されておまして、ここでスライドをちょっとごらんいただきたいんですが、(パネルを示す)水産振興ビジョン五つの推進項目とございまして、例えば三重県版の海のエコラベル認証といったような形で持続的な生産力の強化、それから、基礎的な所得を確保したり、漁師塾をつくったりというふうな担い手育成の強化、また、水商工連携ですね。それから、給食食材利活用などによるいわゆる流通加工販売の異業種連携を強化して高付加価値化をしていこうという取組だとか、あと漁業・漁村マリンツーリズムの推進といった開かれた漁村づくり、あるいはいそ焼け対

策などによる漁場環境の保全活動といった多面的機能の強化、こういったことに取り組んでいこうというふうな中身となっております。

ちょっと言葉が過ぎるかもしれませんが、これまでですとややもすると行政頼みだったりだとか、漁師はもう漁のことだけ考えておったらいいんやといった意識のもとに、これまでもこういうビジョンとか計画を水産協議会はつくってまいりましたけれども、形だけのものになっていたというのが私の感想でありました。今回はまずは自分たちが行動するんだというその本気度が今までとは違うものであり、私自身非常に期待をしているところでございます。こうした漁業に携わる系統団体が策定を進めます水産振興ビジョンがある一方で、県では三重県水産業・漁村振興ビジョン、これの策定を進めていただいております。

そこでお伺いしますけれども、先ほど御説明しました水産振興ビジョン、ここに掲げます五つの推進項目をベースとして、県の計画を一致させていくことで水産関係の系統団体、それから浜、いわゆる漁業者ですね。それと行政、この3者が一体となって本県の水産業の振興と活性化に取り組むことができるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。要は水産振興ビジョンと県のやるビジョンというのが別個のものではなくて、一体的なものとして先行する水産振興ビジョンに合わせて、県の計画をつくっていったらどうかと。そして、実行していったらどうかという御質問でございます。

また、より長期的な視点から水産県・三重の復活とその新たな方向性というものを示しました三重県水産振興基本条例、あるいは水産県・三重基本条例、いずれも仮称ですがけれども、この制定を1県1漁協の確立を目指す平成26年度を目標に検討してはいかがでしょうか。御所見をお伺いしたいと思います。

次に、漁業を担う後継者の確保についてお伺いをいたします。

現在40歳未満で漁業に新規参入しようとする方には、上限2000万円までの漁業経営開始資金という貸し付けがございます。しかし、長引く魚価の低迷だとか漁獲量の減少によりまして、資金を借りてせっかく新規参入した漁業

者が、その返済に困ってやむなく漁業を断念するといったこともあります。漁法にもよりますけれども、長年の経験や勘も必要な漁業の担い手育成には時間がかかるという要素もございます。

青い羽根に関連して申し上げました、漁業の果たす広域的な役割というものも踏まえていただいて、例えば研修医研修資金貸与制度と同じように、一定の期間県内で漁業に従事した場合には、漁業経営開始資金の返済額を免除、あるいは減免するといった制度として、漁業者の新規就業をより強力に支援してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

また、将来の漁業を担う県立水産高校の生徒に対しても、県内で一定期間漁業に従事した場合に返済が免除、あるいは減額となる奨学金制度を導入することはできないでしょうか。

次に、志摩の風物詩とも言える海女文化の継承についてお伺いします。

海女として操業している方は、全国18県に約2000人と言われ、その半数近くが本県の鳥羽、志摩にいらっしゃいます。昨日、それからおとといと志摩市、鳥羽市のほうで海女サミットというものも開催されました。県のほうからも来ていただいておりましたけれども、ここでもいろいろとお話がありました今の状況でございます。スライドのほうごらんください。(パネルを示す)鳥羽・志摩の海女操業人数の推移ですけれども、昭和24年には6000人を超える方が鳥羽・志摩地域だけでいらっしゃったのが、高齢化だとか後継者不足ということで、平成19年にはこの60年間で6分の1の1000人ちょっとという状況になっています。あと10年たちますと急激に海女さんが減ってしまうおそれもあります。ただ、こうした中、一方で1000人を超える方が働く地場産業としての重要性だとか、地域に根差し脈々と伝え続けられた技法に支えられた本物の文化、本物の観光資源としての価値も非常に高い。こうした観点からも、海女さんがいなくなってしまうよう県としても取り組むべきだと考えております。

そこでお伺いなのですが、鳥羽市浦村町にあります海の博物館の石原義剛館長も御提唱されていますが、韓国済州島周辺の海女との交流を県としても

積極的に支援しつつ、例えば韓国済州道と連携して、世界遺産登録とも言えますユネスコの無形文化遺産として、日韓の海女の登録を目指すなどによって、産業としての海女さん、文化としての海女さん、地域の誇りとしての海女さんを育て守っていくことができないか御提案をします。御所見をお願いいたします。

〔渡邊信一郎農水商工部長登壇〕

農水商工部長（渡邊信一郎） 水産の振興にかかわりまして、まず水産振興ビジョン並びに水産振興にかかわる条例の制定についてお答えいたしたいと思えます。

現在、漁連等系統団体の皆さんで策定をされております水産振興ビジョンにつきましても、県といたしましてもその策定に参画をいたしてございまして、県民の視点に立った考え方や多様な主体との協働などの観点も踏まえて、三重県の水産業のあり方が検討されているところでございまして。

県が策定を予定いたしてございまして、仮称でございましてけれども、三重県水産業・漁村振興ビジョンでは、文化力、新しい時代の公、地域政策の三つの考え方をベースにいたしまして、三重県の水産業、漁村に希望が持てる10年先のあり方について明確にしていきたいと考えておるところでございまして。この策定に当たりましては、漁連等の関係者の方々はもちろんでございまして、幅広く意見をお聞きしてまいりたいと考えておるところでございまして。なお、条例に関しましては、この三重県のビジョンを策定いたしまして、具体的な施策を進める中で幅広く意見をお伺いしながら、まずはその必要性について勉強していきたいと考えておられます。

次に、後継者の確保の中で、漁業経営開始資金の件でございまして。この漁業経営開始資金につきましては、国の法令に基づきまして貸し付けを実施してございまして。貸し付けの内容が個人の資産形成に関するものであること、また、償還金は新たな貸し付けの財源として回転利用されることなどの理由から、法令に償還金の減免に関する規定が設けておらず、県の判断だけでは減免は難しい制度となっております。

しかしながら、漁業の担い手の確保は喫緊の課題であることから、現在漁業就業希望者に対しまして研修受講期間中の研修支援費を助成しており、昨年度には19人に、本年度も16人に支援をいたしておるところでございます。今後もこの制度の活用なども含めて、効果的な担い手確保対策の検討をして実施してまいりたいと思っております。

次に、海女漁業についてでございます。

本県では市町や関係団体と連携しまして、海女を含みます漁業就業希望者に対しまして、一定額の研修支援費を助成いたしており、このうち本年度は志摩地域におきまして海女への就業希望者7名に支援をさせていただいております。今後海女の確保、育成につきましては、関係者と課題解決に向けての議論を進める中で、御提案につきましても勉強してまいりたいと思っております。

以上でございます。

〔向井正治教育長登壇〕

教育長（向井正治） 水産高校での就学資金についてお答え申し上げます。

教育委員会では、平成14年度からでございますが、経済的理由によりまして、就学が困難な生徒に対しまして就学奨学金の貸与を行っているところでございます。この奨学金は、卒業後一定期間を経て返還されまして、再び奨学金を必要とする生徒さんのために使われるということになっております。

今回御提案いただきました、漁業後継者確保を目的とした返還金の減免措置につきましては、一つの方策であるとは考えますが、本来の目的といたしましては、やはり経済的に困窮した生徒の教育機会を確保するという制度本来の目的がございます。そういったこと、それから、また制度本来の目的に沿う理由以外で減免いたしますことにつきましては、財源確保の面からも新たな課題が生じるというふうに思っております。このことにつきましては、今後の研究課題とさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

〔20番 中嶋年規議員登壇〕

20番（中嶋年規） なかなか前向きな御答弁をいただけなかったので非常に残念なのですが、第1次産業の従事者をいかに確保していくかということは、本当に今よく考えなきゃいけない時期だと思っております。これまで日本経済全体、三重県の経済もそうでしたけれども、高付加価値化だとか、知識集約型、こちらの方向で取り組んでいくこと自体は、私は全く否定しないのですが、その陰に第1次産業がつつい置いていかれたのではないかなと。

今、食料自給率のことを持ち出す必要もなく、まさに地域で根差した産業をいかに守っていくか。その地域でしかできない産業をいかにつくっていくか、守っていくか、そういった観点が必要になってくる。それが野呂知事がよく言われているふるさとを愛する心だとか、きずなだとか、そういったことに必ずつながると思っております。ぜひとも産業政策としての位置づけだけでなく、教育政策も含めて今日は教育長のほうからも御答弁をいただきましたが、広い観点で第1次産業をどう残していくのか、振興させていくのか、そのことをぜひとも改めて御検討いただきたいと思っております。

また、水産の条例のことについては、例えば農業のことについては今委員会のほうでしっかり議論をしていただいております農業基本条例ですね。林業については、三重の森林づくり条例というのを議員提案でさせていただきました。農、林と来てやっぱり水は3番目なのかなと思いつながら、だから、水産の基本というわけじゃないんですが、先ほど申し上げましたような第1次産業に対する県の抜本的な政策の視点というものをぜひとも転換していただいて、未来に生き残る第1次産業というものの政策展開をぜひとも考えていただきたいなと思っております。

時間もございませんので、最後に観光のことについて御質問させていただきます。

まず、外国人観光客の誘客ということで、近年は国を挙げてビジット・ジャパンのキャンペーンを展開しまして、訪日外国人3000万人を目指す動きというのが活発化しております。来月行われます鈴鹿のF1グランプリ、これもその一環として期待されておりますが、本県においては平成18年度の観光



局の設置以来、様々な観光政策を展開していただいておりますが、外国からの観光客誘致については、ちょっとその取組は弱いんじゃないですかという指摘をさせていただいております。

本年度から外国人観光客誘致策を強化するため、外国人観光客誘致プロデューサーを設置するなど、本格的な取組をようやくスタートしていただいたところだと思っております。こうした中、本年10月21日から東京羽田空港の新しい滑走路の供用開始によりまして、アジア方面からの定期便の大幅な就航が予想され、新たなビジネスチャンスが期待できます。

そこでお伺いしますけれども、国やほかの地方自治体においても、今回の羽田空港の国際化の動きを受けて外国人観光客の誘客に力を入れる中、三重県ではどのように生かそうと考えているのか、教えていただきたいと思えます。

また、外国人の中でも今ちょっともめておりますけれども、中国人の観光客については個人観光ビザの発給要件緩和もありまして、訪日の機会だとか、訪日の人数とも急激に上昇しております。加えて、この中国人観光客の旺盛な消費意欲、マネーパワーというんですかね、それは非常に注目されております。その中国人の買い物に欠かせない銀聯カードという中国人向けのデビットカードがあります。これは暗証番号が6けたで、決済端末が例えばビザだとか、マスターとか、そういうほかのクレジットカードとは異なるというものでございます。ただ、中国人の方は現金の持ち出しが制限されていますので、この銀聯カードを使ってばんばん買い物をやっていらっしゃるという状況であります。

そこでお伺いするんですが、こういった中国人観光客の消費動向をつかんで、三重ブランドなどの県内製品の販売促進を行うという目的も兼ねて、この銀聯カード対応端末を設置する初期費用の助成制度というものを導入してはどうでしょうか。ちなみに、沖縄県では同様の制度導入のために、本年6月に2200万円の補正予算を計上しております。これによって、地元の英虞湾産のアコヤ真珠の購入促進にもつながることを期待しつつ御所見をお伺

いしたいと思います。

それから、次に近鉄との連携強化ということについてお伺いをしたいと思います。

昨年の3月20日に待望の阪神難波線が開通しまして、阪神と近鉄は相互乗り入れし、阪神三宮 - 近鉄奈良間を直通電車が営業運転されております。神戸からも近鉄八木駅で乗りかえるだけで本県を訪れることができるようになりました。

ところで、本県を訪れる観光客の出発地別の内訳を調査した結果を見ると、次のスライドのとおりです。(パネルを示す)兵庫を含めた大阪、関西地域からは約3割、愛知、中部からが25.4%ですので、約4分の1となっておりますが、岡山から九州に向けた西日本、黄色い部分ですけれども、これは首都圏など関東地域よりも観光で来ている方が割合としては少ない。2.7%ということでございます。

こういった状況を踏まえて、本県を訪れる主要な観光ターゲットは関西になるわけですが、余り来てもらえていないような兵庫、岡山、広島、島根、こういった西日本地域への観光PRを強化して誘客を図ってはどうかということ、平成19年の6月に質問させていただいておりますが、どうも余り成果は上がっていないようにございますけれども、どのような取組を行ってこられたのか、確認をさせてください。

また、そのときに同じく御提案をしました伊勢志摩の広域観光ルートの起爆剤として、ぜひ真珠の発祥の地の賢島と、真珠販売の本場神戸を結ぶ直通電車の実現を阪神・近鉄両社へ働きかけてはどうかという提案もさせていただいております。その後の状況をあわせて教えていただきたいと思います。

伊勢志摩観光にとって重要な近鉄の観光利用促進についてももう1点御提案をしたいと思います。こちらのスライドを見ていただきたいと思います。(パネルを示す)これは近鉄志摩線、鳥羽 賢島間の利用者推移を、平成15年を100として指数で示したものです。これは近鉄のほうから情報を御提供いただいて、私のほうで加工したものでございます。

この平成15年からの6年間に志摩線の利用者は3割近く急激に減少しております。100だったのが71.5というふうになっております。それだけ背後人口が減ったのかというと、鳥羽・志摩地域の人口は同じ6年の間に約1割減少しておりますが、3割という大きな減少というわけではございませんでした。近鉄志摩線の定期的利用とそうでない利用者の割合というのは、ほぼ5対5で、若干観光客など定期券以外の利用者が多いこともわかっております。この電車の利用者3割の減少という結果は、観光利用の減少が主たる要因であると考えられるかと思えます。

こうした状況のもと、本年3月のダイヤ変更によりまして名古屋と鳥羽、上本町と鳥羽の特急列車について、平日、土日で合計60本が宇治山田、あるいは松阪発着になり、伊勢志摩地域を訪れる観光客の利便性や快適性の低下を招いております。来年のダイヤ変更では、宇治山田から賢島までの近鉄山田線、志摩線のさらなる列車削減が行われるのではないかと心配の声も上がっております。

伊勢湾フェリーの存続問題で生まれましたように、大幅な削減、あるいは廃止といった状況を招く前に、地域が一体となってその利活用に向けた取組を行っていくことが求められると思えます。

近鉄では、本年10月から3月まで志摩市と協力して志摩ってこーね列車と命名した貸し切りイベント列車を毎月1回運行してもらうことになっております。例えば、自転車を乗せて電車に乗って、志摩ですばらしい風景のもと自転車でサイクリングしてもらって帰ってもらうというサイクルトレインだとか、ボジョレーヌーボーの時期に合わせてボジョレーヌーボーを飲みながら列車で楽しもうとか、スイーツを楽しみながらのスイーツ列車だとか、そんなような企画がこれから3月までどんどんあるんですけども、そこでお伺いしますけれども、こういった伊勢志摩地域の近鉄利用者の半数が観光客であり、その利用者が急激に減少するという現状を受けまして、沿線の伊勢市、鳥羽市、志摩市、近鉄、そして、三重県による広域的な利用促進協議会を設置して、こうしたイベント列車をはじめ、様々な観光利用促進策を積

極的に企画実行していただくべきだと考えますが、いかがでしょうか。

最後に、伊勢志摩の観光力の強化について3点お伺いをいたします。

現在策定中の三重県観光振興条例、こちらにおいても、これまでつくってこられました観光振興プランにおける選択と集中の基本姿勢のもと、三重県観光の核となる観光地として、引き続き伊勢志摩地域と熊野古道関連地域を位置づけていくのか、お伺いします。

2点目は、この9月14日に開催されました観光まちづくり講演会での観光カリスマ、山田桂一郎さんのお話を踏まえての御質問ですが、伊勢志摩地域が観光客から選んでいただけない理由を県は把握しているのでしょうか。また、その結果を分析し、磨くべき価値をどのように見出して、今後の伊勢志摩地域の観光戦略づくりに生かそうと考えていらっしゃるのでしょうか。

3点目ですけれども、伊勢志摩地域の観光戦略として、私は心と体のパワースポットとして、健康サービス観光、ヘルスツーリズムというんですかね、片仮名で。それから、スポーツリゾートゾーンとしての価値を高めていってはどうかと考えます。そのためのハード面、ソフト面の整備を官民協働で効率的、効果的に進めていくべきであると考えますが、いかがでしょうか。御答弁をよろしくお願いします。

〔長野 守農水商工部観光局長登壇〕

農水商工部観光局長（長野 守） 幾つか御質問がございました。まず、外国人観光客の誘致ということでございます。特に羽田空港の国際化に伴うということでございますけれども、現在アジアと日本を結ぶ路線では円高によります日本人の海外旅行者、これは増えるほうですね。外国へ行くほうでございます。それから、中国・台湾間の交流拡大、こういう影響を受けまして、首都圏の発着便につきましては、観光客に割り当てられる座席数というのが減少しているというふうに聞いておりまして、今回の羽田空港の国際化によります航空輸送力の増強というのは、訪日旅行にとって望ましい影響をもたらすものであるというふうに期待されるところでございます。

首都圏の空港を利用いたします外国人観光客の誘致につきましては、中国、

それから欧州などをターゲットに、現在東京と大阪を結ぶ観光ルートでありますゴールデンルートというのがございますけれども、そこに三重県を組み込んでいただいた新ゴールデンルートの商品というものの造成を行うとともに、東京など首都圏からの着地型旅行商品の造成についても取り組んでいるところでございます。

これに加えて、特に首都圏の空港の利用率が高く、日本全体を周遊する傾向の高い欧州の方々に向けては、岐阜県、あるいは石川県とも連携をいたしまして、平成20年度からメディアの方々の取材の受け入れなどを行って、三重県への誘客に努めているところでございます。今後も羽田の国際化を最大限に活用できるように、さらにこれからこれらの取組も進めていきたいというふうに思っております。

それから、御紹介のありました銀聯カードでございますけれども、銀聯カードにつきましては、平成21年の12月に中国銀聯の日本代表という方がお見えになりまして、この方を三重県に招いて説明会を行うなどして普及に努めているところでございます。現在三重県内でも70以上、正確な数字はもう少し多いと思いますけれども、そういう施設が利用可能というふうになってございますけれども、銀聯カードが利用可能な施設でありましても、中国語による案内表示、あるいは銀聯マークの掲示、こういうことがなされていないということが課題となっております。今後も銀聯マークの掲示促進など、そのカードの普及と利用促進に努めて、海外からの観光客が利用しやすい観光地づくりを目指しまして、海外からの誘客により一層積極的に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

それから、近鉄との連携強化でございますが、平成21年の観光客実態調査によりますと、関西圏からの来訪者は三重県への観光客のうちの約3割というふうになっておりまして、極めて重要なマーケットでございますが、阪神難波線が21年3月に開業をいたしまして、近鉄と阪神電鉄の相互乗り入れが開始されたことに伴いまして、このエリアからより一層の誘客を図ると。そのために、21年度より三宮駅などでの観光PRや現地旅行会社への情報発信

をはじめとしまして、教育旅行の分野におきましても伊勢志摩学生団体誘致委員会と連携をいたしまして、西宮、それから、尼崎地域の小学校を対象とした誘致などに新たに取り組んでまいりました。

このような取組もありまして、平成22年度の春の観光客実態調査では、県全体に占める関西圏からの来訪客の割合が、若干ではございますが、3.2%ぐらい増加をしておるということでございます。その先、もう少し西日本のほうといたしますか、島根県が実は御遷宮が今度、出雲大社と伊勢神宮は同じ年でございますので、この辺で島根県との連携が図れないかなと、今そういうことも考えておりますけれども、これはまだもう少し検討が必要でございます。

それから、直通運転、三宮 賢島間の件でございます。阪神難波線を経由いたしまして三宮駅から伊勢志摩方面への近鉄車両の乗り入れにつきましては、まだ技術的に解決しなければならない問題があるというふうに聞いておまして、まずは団体線用の臨時列車を試験的に運行するというふうに聞き及んでおります。本県といたしましては、今後の動向を注視してまいりたいというふうに思っております。

それから、近鉄の観光面での利用促進でございますけれども、これまで伊勢志摩キャンペーンの実施や近鉄特急を活用しました旅行商品の造成などに、近鉄とともに取り組んできたところでございますが、今後も引き続き近鉄や伊勢志摩における広域観光組織である、社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構と連携しまして、県外からの誘客促進に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

それから、三つ目でございます。伊勢志摩の観光力強化ということで、一つは条例の件でございます。

現在検討をしております三重県観光振興条例、まだ仮称でございますけれども、この条例の中では県全体の観光振興にかかります理念とか、ある程度の基本となるような施策を定めていきたいなというふうには考えております。一方で、その条例に基づきます新たな戦略を策定するという際には、伊

勢志摩地域、熊野のほうも出ましたけれども、伊勢志摩地域の位置づけも含めまして、その地域の特性を踏まえたものとなるように検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、選ばれない理由という御指摘がございましたけれども、三重県の観光地の分析に当たりましては、これまで今先生が申されました、選ばれない理由を直接的に調査した実績はございません。現行の観光振興プランの策定に当たりましては、全国のほかの観光地との比較によるイメージ調査というのを実施しておりまして、そこで強みと弱みの分析というものを行ってまいりました。

この調査の結果から、伊勢志摩地域では特に食のイメージが強く、続いて自然、歴史、文化というのが続いております。一方、マイナスの評価というのは町並みの整備が弱みとして上げられます。このような調査結果を踏まえまして、現在の戦略におきましては、弱みの部分を補完しながらも、まずは強みを伸ばすという観点から食、歴史文化等のイメージ発信の強化に取り組んできたところでございます。今後の戦略展開におきましても、伊勢志摩地域の食のブランドイメージや、あるいは式年遷宮の情報発信力もございませう。集客力というのも生かしまして、その効果を県内に波及させていきたいというふうに考えております。

それから、最後でございます。今後の展開でございますけれども、観光活性化のために、伊勢志摩でしか体験することのできない魅力を高めていくということは大事でございます。申されました健康やスポーツとの連携という新たな着眼点を持って地域全体の魅力を創出していくことも有効な方法であるというふうに考えております。今後につきましても、地域と協働した取組により周遊性や滞在性を向上させるとともに、多様な産業との連携により伊勢志摩地域の観光力を高めながら、観光振興を通じた地域経済の活性化に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

〔20番 中嶋年規議員登壇〕

20番（中嶋年規） 長野局長の御答弁の中で、銀聯カードの助成制度についてはどうなんでしょうか。ちょっと御答弁が漏れていたと思うんですが、御答弁をお願いします。

農水商工部観光局長（長野 守） 今のところ助成制度については考えておりません。

〔20番 中嶋年規議員登壇〕

20番（中嶋年規） 必要性について、70台しかないわけですから、もっと本気で中国人の観光客を呼んできて、お金を使ってもらおうと思うんだったら思い切った政策をとるべきだと思いますので、ぜひともお願いしたいと思います。

何か今日の御答弁は、ちょっと皆さん奥歯に物が詰まったような答弁が多かったような気がしまして非常に残念だったんですが、引き続き皆様方のほうに地域の思いを伝えていながら政策の実現を図ってまいりたいと思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。これで終わります。ありがとうございました。（拍手）

副議長（森本繁史） 26番 日沖正信議員。

〔26番 日沖正信議員登壇・拍手〕

26番（日沖正信） 今議会に質問の機会をいただきました、いなべ市・員弁郡選出、新政みえの日沖正信でございます。

先ほど志摩の中嶋議員さんのほうには、観光バスで約100名の応援団が駆けつけておいでということでございます。私も対抗してというわけではございませんけれども、地元いなべのほうから約10名の応援団が、恐らく普通のワゴン車に乗り合わせて来ていただいております。人数ではございません。遠いところを駆けつけていただくその真心に感謝をいたしたいというふうに思っています。

さて、今年の夏は記録的な暑さでございましたけれども、実は私どものいなべはその暑い夏をさらに暑く燃やした夏でございました。いなべ総合学園高等学校野球部が見事甲子園初出場、これに私ども地元いなべは大変燃え上



がりました。また、さらには、同じいなべ総合学園に学ばれるレスリング54キ口級の高橋侑希選手が、シンガポールで行われましたユースオリンピックで金メダルをとという朗報もいただいたりいたしました。また、さらには、県の消防操法大会においては、いなべ市消防団がポンプ車の部で優勝し、全国大会への権利を獲得するなど、いなべの活躍が目を引いた暑い夏でございました。地域の皆さんのこういう活躍にあやからせていただきたい思いを込めながら、今日の質問をいたしてまいりたいというふうに思います。

まず、雇用を確保するための取組についてということで質問をいたします。シンプルなタイトルになっておりますけれども、今の厳しい雇用情勢を受けての質問でございますので、よろしく願いいたします。

リーマンショック以降、厳しい経済状況が依然として続いている中で、さらに円高、デフレ問題が追い打ちをかけておりまして、製造業によるところが大きい三重県では、地域経済、地域雇用の環境はより厳しくなることも懸念され、県民の安定した暮らしを守るため、活力ある三重の将来を築くため、県としてもしっかりとした対応が求められるところでございます。

これまでに我が県でも国を挙げての対策の中で、緊急雇用・経済対策を間断なく行ってきておりますけれども、いまだ明るい兆しが見えてきません。雇用対策については、基金を使って多くの雇用創出を行っておりますが、その多くは緊急雇用創出としての一時的なつなぎのものであり、将来にわたって継続して働ける仕事ではありません。一時的に雇用を創出し、安定した職につけるまでの生活を支えることは、まずは必要なことではありますけれども、その後に安定して働ける職につくことができなければ、解決したとは言えません。三重県内の有効求人倍率は、昨年来より徐々に数字的には改善しているものの、7月時点で0.59倍と依然低いままの推移でございまして、国の消費拡大のための補助金制度に区切りがつかますと、県内の求人状況にもまた影響してくることが懸念されます。

特に若年層において、先日真弓議員さんの質疑でも実態の紹介が一部ございましたけれども、特に新規学卒者の求人の状況については、昨年よりさら

に悪化している厳しい状況であり、教育委員会による7月末現在の調査では、新規高卒者の就職希望者数は昨年より57人多いにもかかわらず、求人状況は昨年よりも395人減という厳しい数字が出ております。

少しこのグラフでごらんいただきたいんですけども、(パネルを示す)紺色の線が求人数です。三重労働局の数字をお借りしました。そして、赤色が新規高等学校卒業予定者の就職希望者数でございます。それぞれ7月末現在の数字を示しておりますけれども、今年の22年度が7月末で4389人の就職希望者があったにもかかわらず、7月末時点では2810人の求人数しかなかったということで、明らかにリーマンショックを境に、20年までは何とか好調でよかったんですが、以後21、22と極端に、もう半減以下というような状況になっておりまして、本当にこれからの時代の若い人たちの雇用の状況が相当厳しい状況、これがあらわれております。

去る9月16日に新規高卒者の就職の1次試験が一斉にあったようですが、北勢地域のある高校で状況をお聞きしてみたところ、昨年ではこんなことはなかったけれども、今年は1次で就職試験を受ける先がない生徒を何人か出してしまったと、現場の苦悩も聞き及んでおります。また、今後の2次以降の求人数はさらに相当厳しいものとの予想も聞かされております。今、国も県も市も緊急雇用・経済対策をしっかりと進めているところではありますが、雇用についてはどうしても一時的に生活をつなぐ支援策が中心であり、1次産業や福祉分野への就労を促す施策も行っていますが、なかなかマッチングも難しいようにも聞き及んでおります。

また、就職を有利にするためのスキルアップなどの支援策も取り組んでいただいておりますが、後の雇用環境が整っていなければ、事業の趣旨が十分に生きません。とにかく安定した正規雇用の場を守り、そして、さらに創出する取組が何よりも雇用対策の根本として不可欠でございます。

他の国との人件費の違いなど、極端なコストの差や為替相場の変動による円高リスクなどが複雑に絡み合いながら、グローバル化の中で経済が動いている日本においては景気がすぐに好転し、安定した雇用の場が極端に増えるなど

ということは簡単には望めないでしょうけれども、しかし、県民の皆様の暮らしの今があることを思うと、何とでもできる限りの取組を三重県として地道に進めていかなければならないことは言うまでもございません。

そこで、今回改めて聞かせていただきますのは、三重県において安定した正規雇用を創出するためには、今何を第一に取り組むべきと考えておられるかをお聞かせください。これは緊急雇用・経済対策というようなことは別にして、例えば三重県では観光分野を強くしていくんだとか、企業誘致を地道に粘り強く取り組んでいくんだとか、または環境産業などの新しい分野を根づかせて雇用の増大を図るんだとか、そういう観点でお考えをお聞きしたいのであります。

そして、今、三重県には雇用を支援する施策はあっても、雇用を創出するという目的を明確に掲げた施策はないと思うのですが、第三次戦略においては雇用支援と並立して、雇用創出という一つの施策の柱をしっかりと位置づけて、県民にその姿勢を明確にして取り組まれたいと望むのですが、いかがお考えいただけるでしょうか。

また、もう1点、これはふるさと雇用再生特別基金事業についてお聞きいたしますけれども、今の緊急雇用対策の基金による事業の中で、ふるさと雇用再生特別基金事業については、地域の求職者等が継続的に働く場をつくり出すことが目的とされており、この事業で将来安定した正規雇用が生まれ出されてくることを期待するところですが、見通しはどうか、お答えください。

以上よろしくお願いたします。

〔野呂昭彦知事登壇〕

知事（野呂昭彦） まず、安定した雇用創出のために、今何を第一に取り組むべきかということではありますが、今日の厳しい雇用・経済情勢を考えますと、御指摘がありましたように、安定した正規雇用を増やす取組を進めていくということは大変重要なことと考えております。

このための具体的な取組としましては、競争力のある産業の振興が不可欠であり、文化力で言います新しい知恵により、次々とイノベーションが生み

出される仕掛けづくりでありますとか、環境・エネルギー関連分野など、将来にわたって成長が期待される産業の育成に取り組みまして、新しい雇用を創出していききたいと考えておるところです。

また、独自の知恵により地域ではぐくまれた技術等をもとにした商品開発や技術開発、地域資源を活用した農商工連携や観光まちづくりの取組などによりまして、地域に密着した産業を育成するということも重要でございます。さらに、医療、介護、健康など、生活に密着したいいわゆる対人サービスとしての割合の多いものを産業として定着、育成するということなどを通じまして、地域の活力再生につなげ、雇用を維持、創出していききたいと考えておるところであります。県といたしましては、これらにつきまして関係部局間の連携を一層密にしながら総合的に推進をし、安定的な雇用創出につなげていききたいと、こう考えておるところでございます。

それから、三次戦略の転換の中でより雇用の創出について明確にわかる政策を打ち出したらどうだと、こういうことでございますが、政策、施策の組み立て方ということについてはいろいろ考え方があるのかなと、こう思っております。県民しあわせプランを実現するため、これまで第一次、第二次戦略計画におきまして政策展開の基本方向、これは五つの柱でございますが、これと19の政策、これから成ります政策事業体系に基づいて取り組んできたところでございます。今日の厳しい雇用・経済情勢を考えますと、雇用対策と産業政策につきましてより効果的な政策の展開が重要な観点であると考えておるところであります。

さきにお示ししております第三次戦略素案におきましては、第1章、第二次戦略計画の総括と今後の課題というところの中で、雇用対策と産業政策につきまして、雇用の創出と地域経済の活力再生といたしまして県政の課題を取りまとめおるところでございます。この中で、雇用対策と産業政策の連携した取組についての必要性も指摘しておるところでございます。

第三次戦略計画におきましても、この政策事業体系につきましては、これまでと同じ五つの柱の基本的方向と19の政策から成る体系で取り組んでいく

ということにしておるところでございますが、個々の施策の効率的、効果的な取組はもちろん大事なことでございます。運用の中で雇用対策と産業政策の連携に十分心しながら、取組を進めていかなければならないと考えておるところでございます。

〔山口和夫生活・文化部長登壇〕

生活・文化部長（山口和夫） 私からは、ふるさと雇用再生特別基金事業に関しまして御答弁申し上げます。

ふるさと雇用再生特別基金事業は、平成21年度から23年度までの3カ年間で県及び市町の創意工夫に基づき、地域の雇用再生のために求職者等を雇用して事業を行い、基金事業終了後も当該事業での雇用の継続や地域における継続的な雇用の創出を図るものでございます。

平成22年8月末時点の雇用実績は、県及び市町が実施する委託事業によりまして389人となっております。平成21年度から実施しております東紀州地域の地域資源を活用し、集客交流や地域特産品の製造販売等を通じて地域づくり活動を行う東紀州地域力再生雇用支援事業や、過疎地域等における少子・高齢化等の諸課題に取り組む過疎地域活性化支援ふるさと雇用再生事業などの事業におきましては、既に雇用期間の定めのない正規雇用につながっております。ふるさと雇用再生特別基金事業は事業終了後の継続雇用が期待される事業でありますことから、今後の正規雇用の増加が見込まれるところでございます。

また、ふるさと雇用再生特別基金事業には、新規雇用した方を正規雇用とした場合、1人当たり30万円を事業主に支給する一時金制度がございますので、この制度の周知徹底と活用促進を行い、早期の正規雇用を促しますとともに、今後も引き続き県と市町が一体となりまして事業に取り組むことによりまして、地域における継続した雇用機会の創出に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔26番 日沖正信議員登壇〕

26番（日沖正信） 御答弁いただきましてありがとうございます。

ふるさと雇用再生の事業については、実績も一部御報告がありまして、ぜひ今後に期待をさせていただきたいと思っておりますけれども、知事のほうから答弁いただきました。今までいろんな機会に御答弁いただいておりますことの繰り返し部分の多くをいただいたんじゃないかなというふうに感じますけれども、第三次戦略に対する政策、施策の組み立て方、これをいつまでも議論をするということは控えさせていただきましても、ただ、これだけ雇用が厳しくなってくる。若い人たちが将来の生活設計ができるような職の環境にすることがなかなかできない。

こういうこれからの見通しも含めて、知事はよく三重県の持つ特徴を生かしてということをおっしゃるので、この三重県の持つ特徴を生かしてということになりますと、先ほどの答弁では、いろんな部にまたがって総花的にあれもこれもやっておるんだということはわかりますけれども、三重県の持つ特徴を生かして、まずは三重県としてはこの有利な点に力を入れて柱を立ててやっていくんだということを聞かせていただけないかなと思っておりますので、もう一度お聞かせいただくことがあったらお願いします。

知事（野呂昭彦） 先ほど私がちょっと説明させてもらったのは、この素案の中で雇用の創出と地域経済の活力再生というところで、全体的なこれまでの振り返りと今後の取組の必要性ということについて申し述べておるところであります。

今、第三次戦略計画につきましては、特に11月にお示しをする中間案に向けまして、重点的な取組等についてもいろいろ考察をいたしておるところでございます。そういう中で、例えば総合的な就労サポートとして、緊急雇用から安定雇用へというふうな重点を置きながら、安定雇用へ結びつけていくのかとか、それから、実は農業だとか、あるいは地域密着のそういった産業についても、これからどういうふうな形で戦略的に展開をしていくんだというふうなことで、ちょっと具体的に重点を入れながらこれから取り組んでいくというやつをお見せしていきたいと、こう思っておりますのでございます。

十分いただいた御意見は尊重しながらそういった組み立てをさせていただきたいと、こう思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔26番 日沖正信議員登壇〕

26番（日沖正信） ありがとうございます。わかりました。今いただいた答弁に今後さらに期待をさせていただきながらいきたいというふうに思っております。

それでは、続きまして次の質問に入りたいと思います。

廃棄物処理センター事業休廃止の決定についてということでございますが、午前中に萩原議員のほうからこの事業に関する質問もございましたので、重複する点も多いと思います。効率的に御答弁いただいて結構でございますので、重複する点はお許しいただきながらよろしく願いいたしたいというふうに思います。

まず、この廃棄物処理センターのガス化溶融処理施設というものが、県民の皆さんには御存じない方もあるかわかりませんので、写真を1枚持ってまいりました。（パネルを示す）この議場におみえの方はほとんど御承知と思いますけれども、これだけの立派な大きな施設なんだということでお示しをさせていただいて、質問に入っていきたいと思います。

平成14年12月に事業が開始されました三重県環境保全事業団の廃棄物処理センター、いわゆるガス化溶融処理施設でございますけれども、建設費は午前中にもお示しがありましたけれども、国費、県費、市町負担を含めて115億円を費やし、途中経営難から20億円の財政支援も行った事業ですけれども、この事業を平成23年の4月で休廃止するとの合意がなされた旨の報告が先般ございました。

この施設は、ダイオキシン規制が厳しくなってきたときに、国の方向性が示されてくる中で、市町のごみの焼却処理施設から出る灰などの残渣処理の無害化が、委託していた民間などの施設では難しかったことなどもあり、その対策として、県の環境保全事業団が参画する市町や清掃組合に対して焼却灰を広域的に処理する目的でつくられたものであり、あわせて民間企業の

廃棄物も処理されております。

溶融処理という方法をとることで無害化処理ができ、処理後に生成されるスラグというものは砂などの代用として路盤材などにリサイクルできるということであり、RDF発電事業と並んでこちらも環境に優しい次の時代のリサイクルシステムととらえられていた事業でありました。これも午前の御質問の中にも触れられておったことですが、しかし、その事業で経営が行き詰まり、開始から8年余りで事業停止といううまくいかない結果となりました。施設の耐用年数の15年を考えると、ほぼ計画半ばで終結することとなってしまいました。

私は、事業団の溶融処理施設というのはダイオキシン規制の厳しくなる中で、市町などのごみの焼却灰を適正処理する方策として、時代の必要性に迫られ、確かに役割を担ったんだと解釈をしています。しかしながら、多額な建設資金、運営資金を注ぎ込んだ施設、事業が、8年余りで経営が厳しくなり役割を終えるというのは、当然我々は真摯に反省をしなければなりませんし、また、あわせていろんな教訓も得ることになったんだろうというふうに思っております。難しい課題を抱えながら、近い将来終結に向けて進んでいるRDF発電施設もまた同じようなことが言えると思います。

そこで、このたびのことを機会に質問をいたしますけれども、このたびの廃棄物処理センター休廃止決定を受けて、県が一般廃棄物対策にかかわってきたことについて、検証結果を反省も含めてどう整理し、知事はどのように受けとめておられるのか。また、そのことを踏まえ、一般廃棄物対策については今後どのようにかかわっていかれるおつもりかを聞かせていただきたいというふうに思います。野呂知事が就任されましたのは、この事業が始まった後でございますので、ある意味より公正な立場の見方もできるかとも思いますので、よろしく願いいたします。

また、この事業の終結に当たって、県の責任ある対応が求められることとなると思いますけれども、次のようなことについて対応もお聞かせください。

まず、このように事業半ばで休廃止することで、まだ長期にわたり残る建



設負担金の起債償還のことや参加時の出損金の扱いなど、参画市町においても後々の課題が残ると思いますけれども、市町の必要以上の負担をできる限り減らすために県はどのような対応をとるのか。また、今回の件を民間の参加企業、67社おありだというふうに聞いておりますけれども、この参加企業には十分理解いただいているのか。そして、民間分の処分先確保について県はどうしていかれるのか。

さらに、また休止後について、当面施設を維持するようだが、今後どのような管理をしていくのか。コストがかかるようなことはないのか。このようなことについてもお答えをいただきたいと思います。

以上よろしくお願ひいたします。

〔野呂昭彦知事登壇〕

知事（野呂昭彦） 溶融処理事業についてでありますけれども、これは一般廃棄物の焼却に伴いまして発生するダイオキシン問題、これに的確に対応するために、県におきまして財団法人三重県環境保全事業団によります廃棄物処理センター事業、いわゆる溶融処理でございますが、これを進めてきたところでございます。

しかしながら、当初の事業計画の見込みの甘さもございまして、多大な累積赤字が発生をし、県が20億円の財政支援を行ったということから、市町も料金の値上げを受け入れ、その時点では事業の安定的な継続の見込みを立てたところでございました。しかし、その後補修費用の増大というさらなる負担増が見込まれたということから、市町、事業団及び県で構成します廃棄物処理センター運営協議会の中で、費用負担に関する協議を重ねました結果、平成23年度から民間処理へ移行していく方向で合意がなされたところでございます。

この事業の検証ということでございますが、本事業につきましては、計画当初と異なり、焼却残渣の処理が可能な民間処理施設が増加をしてきたという環境変化の中で、事業計画期間の半ばではありますけれども、市町との協議のもとで今回の合意となったことはやむを得ない選択であると考えておる

ところでございます。

なお、本事業によりごみ焼却残渣等に含まれますダイオキシンの無害化処理が安定的に行われ、処理残渣も土木資材として活用されておりました、一定の成果があったものと考えておるところでございます。県といたしましては、今後市町のごみ焼却残渣の民間処理について円滑に移行できますように、事業団とともに安定的な処理体制の確保に向け努力をしております。

また、一般廃棄物の処理につきましては、引き続きごみゼロ社会の実現に向けて市町と連携して取り組んでまいりますとともに、将来的には市町が一般廃棄物処理の統括的な責任を有しているということを基本といたしまして、地域主権改革の進展も踏まえながら、県としても広域的な立場からの調整など、その役割を果たしていきたいと考えておるところでございます。

残余につきましては、担当理事のほうからお答えいたします。

〔岡本道和环境森林部理事登壇〕

環境森林部理事（岡本道和） 私からは、市町の負担等3点について御答弁申し上げます。

まず市町の負担でございますが、御質問でも触れられておりましたように、この施設の建設に当たりまして、一般廃棄物の処理量に応じた建設金を支出していただいております、その財源として起債措置を行ってみえます。平成23年度から、この溶融処理施設が稼働しなくなるということから、その起債償還につきまして繰上償還となるのかどうかということの整理が必要となってきました。県といたしましては、起債の繰上償還によります市町の一時的な財政負担の増加が生じないよう、国の関係機関等と協議を行ってまいりたいと思っております。

次に、民間企業の処理でございます。民間処理に移行していくことになったことから、事業主体でございます財団法人三重県環境保全事業団におきましては、この建設基金を拠出しました企業に対しまして、その間の事情を個別に説明を行ってきております。各企業とも民間移行に対する反対意見は現在のところないものと聞いております。

それから、今後の23年度以降の産業廃棄物の新しい処分先の確保でございますが、これも事業団が中小企業を中心としました求めに応じまして、処分先に関しますあっせんを行っているところでございます。県といたしまして、必要に応じまして適切な情報提供を行ってまいりたいと考えております。

それから、最後に23年度からの民間処理移行後の施設の維持管理、このコストの検討でございますけれども、これにつきましては、現在のところできるだけコストをかけない方向で、環境保全事業団におきまして検討を始めたところというふうに聞いております。今後関係する法令も踏まえながら検討が進められると、このように考えております。

以上でございます。

〔26番 日沖正信議員登壇〕

26番（日沖正信） 知事からも改めて見解をお聞かせいただきまして、また、その後のことも細かく説明をいただきました。この設問ではあえて再質問はさせていただきますけれども、やはり午前中の萩原議員の質問の中にもありましたけど、責任ということがありまして、我々議員自身ももちろん人ごとではございません。みんながひとつこれは真摯に反省して検証し、もしこれからまた広域的なことで県がかかわらせていただくことがあるのだとすれば、その責任はどう分担するんだとか、この計画は本当に大丈夫だろうかというような慎重な検証を何度も何度も繰り返してからしかスタートしないと、いろいろ反省、検証があったと思うんですね。ぜひそれを踏まえて、これからまた二度と県民にこういう形で示さんらんようなことが起こらないようにひとつお願いをいたしたい。

事後のことについては、市町の起債の繰上償還とかが迫られるといつときに負担が大きくなりますので、何としましてもこの辺はひとつ国と交渉もしていただきながら、対応をいただきたいというふうにお願いをさせていただきます、この質問は終わらせていただいて、次に参らせていただきたいというふうに思います。

次は防災面からの河川管理についてという質問でございます。この種の質

問は以前にも一般質問で取り上げさせていただいたことでもありますし、私は県土整備の委員会に所属しておりますので、本来であればこの種の質問は控えるべきなんですけれども、あえてお許しをいただいて今回させていただきたいというふうに思います。

地球温暖化による気候変動というのは、今もう耳なれた言葉になってしまっておりますけれども、近年は頻繁になってまいりましたゲリラ豪雨は、今年も日本のあちらこちらで発生し、大きな被害をもたらしています。私の地元のいなべでは、8月9日の早朝から局地的な物すごい豪雨がまたありました。幸いに大きな被害はありませんでしたけれども、しかし、小規模な崩壊や河川の越流、農地の水没などがあり、中小の河川も含め地域内の河川は一時的に激しく増水し、すさまじい水量となって河川を流れ下りました。

一度そのときの様子を少し皆さんにごらんいただければと思って、何枚か写真を持ってきたんですけれども、(パネルを示す)これがいなべの真ん中を流れております、員弁川に注ぐ支流の宇賀川というところの合流部付近のところなんですけど、相当濁流が発生しております。

次、(パネルを示す)これは三岐鉄道の鉄橋の下を、これも県管理の河川の部分になるんですけれども、もうぎりぎりのような状態でございます。

また、(パネルを示す)これは県管理河川ではないんですけれども、この中に排水用の小規模な河川があります。河川がどこにあるかもわかりません。もう田んぼが湖のように水没しておる状況の写真でございます。

それと、次、(パネルを示す)これはもう完全に越流してはらんをしておる状況ですが、これは小規模な県管理の部分の河川でございます。

それと、もう一枚ですが、(パネルを示す)これも完全に越流して、もう田んぼのほうに入り込んでしまっているんですが、これも県管理の部分でございます。

こういう状況でございましたので、一度見ていただいたんですけれども、ちょうど2年前の9月にもいなべは菰野町とともに記録的な豪雨に見舞われまして、河川堤の崩壊、道路の崩壊、山間部では谷の崩壊など、甚大な被害

を受け、今もなお当時のつめ跡が残る箇所もありまして、現在も復旧工事や対策の工事が続いております状況でございます。

以前なら50年に1回とか100年に1回と言われるほどの豪雨が、数年に1回の頻度で訪れているのではないかと最近の傾向が心配になっております。これからはこのような豪雨に備えて、増水した河川の水がスムーズに流下するように、河川の改修とあわせて維持管理が今まで以上に重要となっております。

しかしながら、今、県内各地域、各河川で多量の土砂が堆積し、掘削の対応を待つ要望事例が数多くありながら、対応し切れない現状が大きな課題となっております。早期対応が求められるものの、厳しい財政状況のもと許される事業予算の範囲では、なかなか歯が立たないのが現状のようです。恐らく同志の議員の皆様もそれぞれの地域で何度となく河川の土砂を取ってほしい、このような要望をお聞きになっておられるのではないかというふうにお察しをいたしております。

このまま推移していきますと、手が回らない箇所は川が増水するたびに堆積土砂がさらに増えていきますし、堆積土砂で川底が上がっていることで増水した際に越流、はんらんによる災害を誘発するおそれは十分予想でき、ゲリラ豪雨がたびたび発生する昨今、県民の河川に対する危機意識が高まってまいります。事実堆積土砂が原因で護岸を越流したと見受けられる箇所があったりいたします。また、河川の堆積土砂は河川に設置された農業用の取水施設にも影響を及ぼすなど、ほかの問題もあわせて起こしております。

堆積土砂が河川に堆積しておる状況を、これも写真に何枚か、すぐ私ども地域の中でも何カ所もありますので、数カ所持ってまいりました。(パネルを示す)ここは実は2年前の豪雨で河川が越流しまして、水田の被害が出たところなんですけれども、今なおやはりなかなか手当てをしていただいております。

それと、(パネルを示す)これは員弁川の1カ所なんですけど、これもほとんど全体が川幅なんですけど、この川幅いっぱいにごらんのようにヨシに覆われ

ておりますけれども、土砂が山のようにたまっております。このような現状でございます。それとか、また別の箇所でもこういう、(パネルを示す)これも川幅全体がもう堤防なのか、川なのかわからないような状況であったりします。

それと、(パネルを示す)これはいなべ市が雨天時に冠水のおそれありということで看板を立てられたんですけども、最近豪雨がありますと奥のほうに鉄橋が見えていまして、その下がちょっとアンダーで下がっているんですが、ここに豪雨がありますと大変水がたまりまして、通行どめにしなければいけないというようなことがこのごろ起こってくるようになりました。

この原因は、実は、映っておりませんが、この道路に並行して流れる県管理河川に土砂が堆積しておりまして、今まででしたら自然の高低差で流れていっていったものが、河川に土砂が堆積したために、そのために流れていけなくなったという影響でこういうことが起こってきたということで、一応写真を持ってきた次第でございます。

このようなことから、豪雨に備えた防災、減災対策としての見地から、河川の堆積土砂対策の必要性を維持管理の上ではっきりと位置づけて、計画的に早急に進めていかないと、いつか大きな被害に見舞われてしまうところも出てくるのではと不安でなりません。

県民しあわせプランでは、異常気象に備える緊急減災対策として、重点事業に位置づけいただき、河川改修や各種ソフト事業などに鋭意取り組んでいただいておりますが、同じ異常気象への備えとして、堆積土砂の撤去などの維持管理も大変重要なことと認識をいただいて、さらなる確かな取組を願いたいものであります。現状では、維持管理費全体は特例で昨年よりは多く見ていただいているものの、河床掘削をするだけの分となりますともちろん十分にはいかず、要望がある分のごく一部しか対応できていないようです。

また、さらには掘削するにしても、最寄りに土砂を捨てられる場所がほとんどないという理由もよく言われております。しかし、現状では私はそんな

悠長なことを言っている場合ではないと思うのです。予算がないのならないなりに知恵を絞って、できる限りの方策を考えていかなければなりません。

それで、以上申し上げたことを踏まえて質問をさせていただきますが、まず、土砂の堆積により増水時のはんらん、越流を誘発するような危険性が高い箇所などは、調査や整理がなされているのでしょうか。聞かせていただきたいと思います。

また、砂利の採取の条例制度、三重県河川流水占用料等徴収条例といいますが、すけれども、この活用をモデル的に復活させ、河床掘削を促進していただいていることに関してお聞きしますが、この制度によれば1立方メートルにつき210円を業者側が県に払って買うこととなるので、よほど骨材として価値があるところしか取ってくれません。ならば土砂の質の落ちる箇所などは、土石採取料金を安くするなど、料金の柔軟対応や制度の緩和ができればもっと業者が対応してくれるところは増えてくるのではないかと思うのですが、極端に言えば、困っている土砂を取ってもらえるなら住民としてはただでもいいのと思うのですけれども、いかがでしょうか。現に昨年からはヨシや泥の撤去の費用や、測定の費用などを県が持つことを提示していただいているのですけれども、条例の料金制度緩和なども検討いただき、より促進されやすい環境づくりはできないものか、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

また、以上申し上げたようなこともすべて含めて、現状の中で今以上に確実に対応を進めていくよりよい方策を検討していただくため、県、市町、関係企業団体で知恵を出し合い、協議を行うための場を持つことが必要ではないかと提案いたしますが、このことについてもいかがか、お答えをいただきたいというふうに思います。

県民の皆さんは河川の堆積土砂の対応を、これから10年も20年も30年も持つわけにはいきません。ともに真剣に粘り強く考えていきたいと思っておりますので、今回御回答をよろしくお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

〔北川貴志県土整備部長登壇〕

県土整備部長（北川貴志） 河川の堆積土砂の取組についてお答えいたします。

河川の堆積土砂対策は、河川の流下能力を向上させることで洪水発生時における災害の未然防止に有効であり、河川管理上重要であると認識しております。河川内の堆積土砂につきましては、平成20年度に県下の河川を対象に実施した調査において、全県で220カ所、量としては220万立方メートルと把握しておりまして、20年度、21年度の2カ年で合計154カ所、約47万立方メートルの土砂撤去を行いました。

この20年度の調査以降の取水による堆積状況の変更等も踏まえまして、本年度は全県で77カ所、20万立方メートルの土砂撤去を予定しております。この撤去方法につきましては、一つが砂利採取を活用する方法、もう一つが河川の維持管理等を県事業として行う方法、この二つの方法から現場の状況等に依じて選択して対応しております。

現在砂利採取を活用して行う方法につきましては、平成19年度に河川堆積土砂撤去方針を策定し、22年度までの3年間という期限を設け対応しておりまして、現在までにこの制度を使って24カ所、22万立方メートルの実績がございます。この方法は県が採取必要箇所を提示しまして、そのうち砂利採取業者が砂利を活用できる箇所について対応しているということです。

この砂利採取の方法を活用するために、県としましては21年度から砂利採取業者と協議の上で、必要に応じまして河川内のヨシなどの草や表土処理、それから、測量等を県が実施しております。御提案の砂利採取制度の見直しにつきましては、河川、場所によって土砂の量、質、あるいは運搬条件がそれぞれ異なっております。これについては、慎重な検討が必要かなと思っております。

一方、河川の維持管理事業を県事業として行う方法の課題が、残土の処分地でございます。これにつきましては、市町、また地元と連携を図りながら確保に努めてまいりたいと思っております。今後とも市町、関係者とも協議



しながら、河川堆積土砂の撤去に努めるとともに、現場状況に応じて河川内で盛り上がっている土砂を、深くなって深掘りしているところへ移動させるというような、河床整理と申しますが、こういった方法も取り入れて、これは残土処分が必要ではございませんので、そういった手法も組み合わせて治水安全度の向上に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

〔26番 日沖正信議員登壇〕

26番（日沖正信） もう少しお聞かせをいただきたいと思うんですけれども、条例の制度を使って促進をいただいております、鋭意取り組んでいただいておりますことはありがたく思っているんですけれども、さらにということで条例の内容の緩和ということで御提案させていただきました。これまでもいろいろ議論させていただいておりますので、なかなか難しいことは承知の上でございますけれども、改めて御一考いただければなというふうで今回述べさせていただきます。

それと、河川に土砂が堆積していることが要因で、川底が上がっていることが要因で、これは越流なり、はんらんなりということが起こり得るかもしれないというような、そのために危険だなという箇所は堆積土砂をどれだけこれまでに取っていただいた。何立米、何カ所という報告は承知いたしましたけれども、そのことに起因して災害に見舞われる危険があるんじゃないかというような箇所の調査というものはされておられないのでしょうかということを、もう一度お聞かせいただきたいというふうに思います。

それと、市町といろいろ協議をこれからも続けていくということで述べていただきましたけれども、例えば土砂を捨てる場所がないということでしたら、私どもの地域でしたら国道4車線分買収してある国道敷が恐らく当分、10年、15年当分このまま2車線しか供用されないだろうと。2車線分は当面半永久的ぐらいにそのままじゃないのかなというようなところもありますので、そこに置くとか、例えば市町と協議している中で、ここの谷だったら埋めても大丈夫なので、ここをひとつ捨て場にどうかというような提案があっ

たり、また、業者のほうでも利益を得る事業者でございますので、県の思うようにはなかなかいかないかわかりませんが、いろんな方法を話し合っているうちにいい提案をいただくこともあるのかわかりませんが、とにかく改めてこのことについてどうやってしたら、限られた条件ですけれども、どうやってしたら、知恵を出し合えば少しでも進むだろうなということを真剣に、一遍協議の場を設けていただいて、県が主導で場を設けていただいて、このことをテーマにぜひ協議していただきたいなと思うんです。

そのことと、先ほどの災害の危険があるような箇所というのは調査されておられるのかということと2点、もう一度お聞かせいただけますか。  
県土整備部長（北川貴志） 先ほど申しました調査ですが、県管理河川の中では堆積している箇所は今の調査箇所以上にもっとたくさんございまして、その中でもやはり先生おっしゃるような危険箇所ということで絞り込んで220カ所ということにしております。それを優先に適宜取っておるということでございます。

もう一点、いろんな方法を活用してということをお勧めいただいております。これにつきましては、それぞれ管理している事務所に対しても、それぞれのケース・バイ・ケースで対応できるように指示をしておるところです。必要に応じ地元、また、関係業者と協議を行っていきたいと思っております。

〔26番 日沖正信議員登壇〕

26番（日沖正信） これまでにいたしますけれども、ぜひ今回申し上げたことを真摯に酌んでいただいて、少しでも実行に移していただけないかなというふうにお願いをさせていただいて、次の質問に入らせていただきます。

時間が大分来ましたので、急いでまいりたいと思いますけれども、次は三重県高等学校入学者選抜者制度、いわゆる入試制度の検証についてということでございますけれども、現在、県立高校の入試制度のあり方は、前期試験、後期試験の受験機会が2回ある制度を希望する高等学校が採用し、実施することとなっております。これは平成20年度入試から導入されておる制度でございます。

一部学科やコースでの採用校も含めると、来年度、平成23年度の入試においては全日制で55校中50校がこの制度を採用することとなっております。この前期、後期の2回の制度を採用していない、後期試験だけ、すなわち5教科の学力試験のみで選抜する学校は、主に進学校と言われる高校です。前期選抜はかつて行われていた推薦入学と特色化選抜を統合したものでありまして、従来の5教科の試験による一般選抜は、後期選抜というふうにされております。

今回この前期、後期の2回の入試制度について、導入されて以来これまで3年が経過しております。その間には様々な長所、短所などの意見も聞いていただいていることと思いますので、一度この制度の導入時に立ち返り、当初の目的どおりの効果が確かに見られるのか。受験する子どもたち自身にとって真に最善の選抜方法となっているのかなど、3年の節目に検証していただくことを提言いたしたいのであります。

この制度は当時設置された三重県高等学校入学者選抜制度検討委員会において、簡素、複数化、主体性の三つの観点からの提言によりつくられたものとのことでありまして、私はちょうど導入が検討されていた4年前の一般質問の機会に、一部懸念も含めて慎重に願いたい意見も示しながら質問をしたことがございます。ここで再度繰り返すことはいたしませんけれども、やはり現場では常に様々な意見があるようにお聞きをいたしております。

前期、後期の2回制については、受験者の高校の選択肢が広がることや、受験というものへの精神的負担感が複数回受験できることで緩和されるメリットなどは確かにありますけれども、しかし、反面、前期試験で不合格となった場合、一度大きな挫折感を味わってなお、後期試験に臨まなければならないこと、2月の半ばの前期試験で合格が決まった子どもたちは緊張感から解き放たれて、そういう子どもたちと、そして3月半ばの後期試験に向け5教科の勉強を緊張感を持って続けている子どもたち。この子どもたちとは1カ月ほど一緒に混在をして過ごさなければならないこういう中で、子どもたちの緊張感を維持させなければならないことの大変さがあるなど、指導され

る現場の実感を聞かせていただくことがございます。これまでのこの制度を行ってきた中で、今申し上げた事柄などをどのようにとらえておられるのかを含めて、ぜひ検証をしていただきたいのであります。

そして、もう一つの質問としては、対応を確認したい事柄があるのですが、前期選抜において中学校長の推薦書を求める学校が多くありますが、この推薦書を出すに当たっての対応が、希望する生徒を分け隔てできないということで、ほとんどの推薦希望者に推薦書を出すという地域があれば、推薦ということを厳格にとらえて、その高校を受験するに値する生徒を見きわめた上でしか推薦書を出さないという律儀な地域もあつたりで、とにかく地域や学校によって推薦書の出し方がまちまちの実態があるというふうに聞いております。当然後者のほうが正しいとるべき対応ではあると思うのですが、こういう実態があるのなら、生徒たちにとっては大変不公平が存在することになります。

また、この件には、あわせて中学校側にとっては、高校を受験するのに中学校長の推薦書が必須条件となると、中学校が高校の受験資格を与えるか否かということとなってしまうので、推薦書を義務づけるということはおかしいのではないかという意見が中にはあるというふうにお聞きをいたしております。このようなことについては、実情をどのように把握しておられ、今後のあるべき対応をしていかれるのか、お答えをいただきたいというふうに思っています。

以上よろしくお願ひいたします。

〔向井正治教育長登壇〕

教育長（向井正治） 日沖議員からお尋ねの高校の入学に係る選抜試験についての御質問にお答えいたします。

議員からも御紹介がございましたように、現在行われています前期選抜、後期選抜は3年を経過したところでございます。議員からも御紹介がございましたように、現場で導入以来、子どもたちが主体的に高校を選べるようになったというメリットもありますけれども、反面いろいろな課題も指摘され

ております。

教育委員会といたしましては、この現行の制度が3年を経過したことから、本年の7月に入学者選抜制度の検証会を設置したところでございます。この会は中学校及び高校の校長、教職員の代表、私立高校の代表、PTA関係者で組織されているところでございます。今後、現行制度におきまして生徒が主体的に高校を選択できているかどうかということを検証するために、高校1年生を対象としたアンケート調査も実施する予定といたしております。また、前期選抜の募集枠等についても協議を行っているところでございます。

それから、もう一つ御指摘の中学校長の推薦書でございますが、地域や中学校によって取り扱いに差が生じているのではないかと、そういう声もございます。こういったことから、平成24年度、2年後でございますが、この選抜からは推薦書を廃止することも視野に入れまして、現在中学校、高校等と協議を行っているところでございます。今後この検証会での検討結果等を踏まえまして必要な改善を図り、より公正で適正な入学者選抜が行われるよう努めてまいります。

以上でございます。

〔26番 日沖正信議員登壇〕

26番（日沖正信） 御答弁いただきましてありがとうございました。

これから7月に勉強会を設置していただいたということも含めて御答弁いただきましたので、検証をいろいろこれからしていただけるんだろうというふうに思っておりますが、和歌山とか静岡では以前2回制だったんですけども、今はもう考え方が変わって、昔みたいに1回きりの受験制度だというふうに聞いておりますし、ぜひ他県の傾向なんかも参考にさせていただくこともあるんだろうというふうに思いますので、広く参考にさせていただきながら、子どもたちにとって本当に最良の制度になっていくようにさらに検証をしていただきたいなと、このようにお願いをさせていただきたいというふうに思います。

それと、あとのもう一つの質問のほうですけれども、平成24年度から推薦

書をもうとらないということ視野に入れてというふうに御答弁いただきましたけれども、ストレートにもう平成24年度からは推薦書は中学校側の御意見でもあるようにとらないということなんでしょうか。残り時間でそれだけ御答弁いただけませんか、もう一度。

教育長（向井正治） 議員御指摘のように、推薦書におきましてはいろいろ課題もございます。そういったことから、基本的にはその方向で検討を進めております。

〔26番 日沖正信議員登壇〕

26番（日沖正信） もう時間が参りましたので、確かな御答弁もいただきましてありがとうございました。よりよい教育をひとつ推進いただきますように期待をいたしまして、今日のこの質問、あと1分ほど残っておりますけれども、終結をさせていただきたいというふうに思います。どうもありがとうございました。（拍手）

休 憩

副議長（森本繁史） 本日の質問に対し、関連質問の通告が3件ありますが、この関連質問は後刻認めることとし、暫時休憩いたします。

午後3時1分休憩

---

午後3時15分開議

開 議

議長（三谷哲央） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

議長（三谷哲央） 質問を継続いたします。

最初に、萩原量吉議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。24番 真弓俊郎議員。

〔24番 真弓俊郎議員登壇〕

24番（真弓俊郎） 一般質問のトップを飾って行われた萩原議員の一般質問に関連した質問をさせていただきます。

萩原議員は質問の中で貧困と格差の問題を取り上げ、ひとり暮らしの高齢者の、あるいは弱者への支援、見守りの充実を訴えられました。この中で、私も同じような考えを持っています。知事自身も現在家族や地域とのきずなが薄れ希薄になってきている。このようにもおっしゃってみえます。

実際にこの夏は随分と猛暑が続いて、熱中症によって孤独死の話も出てまいりました。実際に私が見聞きしておったのは、この津市でも独居老人のアパートで2階と1階にお二人の男女の高齢者がみえて、女性の高齢者に対して2階の男性の高齢者が食事をつくって渡していたと。そして、細々と助け合いをしながら生きてきたわけですけれども、2階の男性の高齢者が突然倒れてしまい、みとられもせず亡くなって、結局は食事を持ってきてもらえないおばあさんのほうも亡くなっているのが、数カ月後に発見されるというそんな事態も生まれています。

このことに対しては住民の皆さんも非常に心を痛められ、今あちこちで生き生きサロンとか、ティーパーティーのような形で高齢者が集えるような、そんな場所づくりをボランティアでやっています。私も自治会にかかわっているもので、自治会の催しなんかも行って、何とか高齢者の人たちが一人ぞぼつんと生活をしないような、そんな地域づくりを心がけているわけですが、これも限界があるんです。

ひとり住まいの高齢者というのは、ある意味では今までいろんな期待や人間に対する信頼もありながら、それを幾つも幾つも断ち切られてきた、そういうつながりに対する不信も持ってみえて、せっかくコミュニティを何とかしていこうと呼びかけても、これらのことに背を向けられる方もおみえになります。自治会長だけではとても解決ができない。戸籍だけの高齢者というのもみえて、それを調査せなあかんというので、今、民生委員の人が駆けずり回ってみえます。実際のそういう高齢者への対応はそういうところへし

わ寄せが行っていると言わざるを得ません。

私の身近な民生委員の方も毎日のように高齢者のところへ行くわけですが、実際には面談もできない高齢者もおみえになります。扉を閉めてインターホン越しに帰ってちょうだいと言われてきたというふうなこともあるし、実際には民生委員、自治会長のなり手がないと。

私なんかも自治会長のなり手が無いものでというのが条件なんですけれども、こういうことは地域が限定できないんですね。古い団地は古い団地でいろいろな高齢者の問題を抱えているし、中山間においては、もう高齢者しかいない。しかも、それがぽつんぽつんと随分離れているから支え合いもできない。行政も遠くなって全く見えないというこの事態の中で、三重県中で起きていることなんですから、三重県としてはどのような対応をとっていけばいいのか。

先ほど萩原さんの質問に対して、主な担当は市町のことやと。地域の資源を生かしてそれぞれの地域でやってもらうという、当たり前と言えるけれども、聞きようによれば大変冷たい先ほどの回答がありました。具体的な行動が何にも言われていなかったと思うんですけれども、このひとり住まいをされている高齢者、あるいは障がいを持った弱者の方もおみえになります。

その人たちが希望が持てる、元気が出る地域づくり、これを知事は第三次戦略計画でもしあわせプランでもうたってみえるわけですから、その具体的な施策がなくて市町の担当の話だというのはいかなものかと。しあわせプランの具体化ということにはならないのではないかと。ぜひとも県はこのことについて、どのような具体的な方策を上げていただいて取り組んでいか、その決意を述べていただければと思いますので、よろしく願いいたします。健康福祉部長（真伏秀樹） お答えをさせていただきたいと思います。

高齢社会の進展に伴いまして、ひとり暮らしの高齢者の著しい増加でございますとか、地域住民の相互扶助の意識の低下という部分で、先ほど議員が言われましたように、高齢者の孤立、孤独死が問題になっておるわけでございます。



私は今日答弁をさせていただいたときに、決してこれは市町の問題ですよというふうにお答えをさせていただいたつもりはございません。いろいろ申し上げましたように、当然地域住民の方の交流の推進でございますとか、それから、ボランティア団体によります高齢者世帯での異変をできるだけ察知するためのネットワークづくりとか、いろんな形のことが地域で取り組まれておりますので、そういうことについては、県としても今後もそういう活動をしっかり強化していかなきゃいけないというのは、当然十分認識をいたしております。

申し上げたのは、どうしても県と市町とのいろんな業務の役割分担とか、業務の所管の違いがございますので、必ずしも県がすべてできるわけではございません。とりあえず一番は地元でというか、身近でやっていただく市町とか包括支援センターですね、それから、市や町の社会福祉協議会がございますので、そういうところでしっかりやっていただいていることについて、県としてもいろんな形で支援をさせていただきたいと。それとあわせて、単独の市町ではできないことを県としてはいろんな形でやらせていただきますよと、そういう形での答弁をさせていただいたつもりでございます。

その中で県は何をしていくかという部分で幾つか挙げさせていただいたと思うんですけども、一つは包括支援センターというのが従前どうしても介護保険を中心に動いておりましたので、そういう意味では老人介護が中心だったんですけども、それをもう少し機能強化する中で、老人介護だけじゃなしに独居老人の話ですとか、それから障がい者の方とか、いろんな方のその地域でのネットワークの形成をしていくための中心的な役割といいますか、そういうものを機能強化していくべきだろうというふうに思っていますので、そういうことに必要な職員の方のいろんな研修をやるとか、情報提供をしていくとか、そういうことを一つ考えています。

もう一つは、認知症というのが社会的に大きく問題になっていますので、県としてもこれは特に重点的にやりたいなと思っています。例えば認知症を理解していただいて、認知症の方の家族の見守りをしていただくような認知

症サポーターの要請事業でございますとか、それから、県内で認知症のモデル地域なんかをつくりまして、そこで資源マップをつくったりとか、見守りネットワークをつくっていくような形での市町との協働の作業といいますが、そういうこともやっていきたいと思っています。

それとあわせて、日常生活の自立支援ということで、いわゆる権利擁護事業ですね。その辺についても大変今たくさんそういう方が増えていますので、これはもう県としても一生懸命やらせていただこうということで、機動的な社会福祉協議会に対する支援も強化をしていきたいと思っておりますので、こういうことを県としては柱にいろんな形の事業をさせていただきたいと思っています。

地域ではいろんな事業を現にやられていますので、私どもはいろんな情報も収集させていただいて、その事業の取組が他の市町へも拡大すべきだろうなというふうに思う事業については、積極的な情報提供等もさせていただいて、その事業がその地域でとどまることなしに、他の市町にも広がるような取組等もさせていただきたいと思っておりますので、そういうことをあわせる中で、県としては県の責任を果たしていきたいというふうに思っております。

〔24番 真弓俊郎議員登壇〕

24番（真弓俊郎） 今回の議会に、三重県生活と健康を守る会連合会から担当部局において、ひとり暮らし高齢者などの生活実態を把握して必要な対策をとっていただきたいという請願も出ています。ぜひとも県は先ほど言われたことを実行していただきたい。国にも物が言え、県全体を知っているのは皆さん自身なんですから、具体的な取組についてもこれからリードをしていただきたい。このことを要望して終わります。ありがとうございました。（拍手）

議長（三谷哲央） 次に、今井智広議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。9番 中川康洋議員。

〔9番 中川康洋議員登壇〕

9番（中川康洋） 議長のお許しをいただきまして、関連質問をさせていただきます。限られた時間ですので、内容に入らせていただきますが、今日の今井智広議員の質問の中の救急医療体制整備について、2点関連質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

1点目は、ドクターヘリに係る搭乗医師、看護師の養成研修についてであります。

今日の答弁の中で運航調整委員会を早く設置していくことを進めるという話がありましたが、具体的な部分の一つとして、搭乗医師、看護師の養成研修について、これは今年度の予算にも盛り込まれておるところではありますが、それがいつぐらいから始まるのかというところを伺いたいと思います。具体的には、この医師、看護師の養成派遣がいつごろから開始されるのか。また、ヘリ運航開始までにこの医師と看護師をおのおの何名ぐらい養成、研修をしようと考えているのか。これは基地病院が二つになったということで、その人数も少し変動が出てくるのではないかというふうに思いますけれども、その点を確認させていただきたいのが1点目。

また、2点目に、限られた医療資源の中で救急医療体制を整備するということについては、医師の研修養成、これは言うまでもありませんけれども、ハード整備においては医療機関等の拠点整備も大事であります。これには大変時間がかかるということを考えると、それらと同時に即効機動性のある体制整備が重要であるというふうに考えております。

その一つがドクターヘリの整備ということになると思うんですが、そこで知事は9月14日の定例会見の中でドクターヘリの整備に関連して、将来的には複数機のヘリが必要になる時期も出てくるのではとの見方を示しておられます。私はこれに関しては将来的な考え方であって、今すぐということではないというふうに思いますけれども、それ以前の具体的な即効機動性のある検討として、いわゆる医師が自ら乗ってその現場に向かうドクターカーの導入検討、これについてその検討の必要な時期に入ってきているのではないかというふうに考える一人でございます。

今日の一般質問の中でも、例えば伊賀地域でありますとか、志摩地域における医療体制についての質問もありましたが、その解決の一つとして、このドクターカーの導入、これも有効な方策の一つと考えますが、その導入検討について当局の考えを伺います。よろしくお願いたします。

健康福祉部長（真伏秀樹） まず、ドクターヘリに搭乗していただきます医師、看護師の養成研修でございますけれども、研修の日数的には医師でありますと1カ月から3カ月ぐらいの研修が必要というふうに聞いていますし、看護師の場合でも15日から一月ぐらいの研修が必要だというふうに聞いています。

具体的には、ヘリの運航に伴います座学ということなんですけれども、例えば極めて実務的な話ですけれども、どういう形で出勤していくのかということとか、無線交信の話ですとか、それから、もう少し医療的な話ですと、その症状に応じた現場診療をどうしていくんだとか、現場へ着いたとき、それから、救急車の中とかヘリの中でどういう形での医療行為をしていくんだというあたりをしっかりと研修をしていただくような形になりますので、その辺のメニューをこなしていただく話になるかと思えます。

あと、それ以外にもどういう形で医療機関を選定していったらいいんだとか、そういう意味での基準とか、そういうことを勉強していただく話になりますので、今年度からは研修の予定を既に入れておるわけでございます。また、これから調整をいたしますので、当面今年度の受講ということで、三重大学では医師の方が1名、山田赤十字のほうでは医師の方が2名、看護師の方が2名ということで研修をという話なんですけれども、まだこれはそのほんの一部でございますので、これからまた少しそれは充実をしていきたいと思えますけれども、具体的な研修日程については、これから少し調整もさせていただければというふうに思っています。

それと、こういう研修を受けていただきますことについての補助事業がございます。基地病院が負担をいたします3分の1を県としても助成する制度がございますので、この辺もしっかり使いながら研修のほうの支援もしてい

きたいなというふうに思っております。

それと、もう一点、ドクターカーのほうでございますけれども、御承知のようにドクターカーのほうには、いわゆる救急車タイプのやつと、それから、医師自らが運転するようないわゆる乗用車型というんですか、そういう2種類のやつがあるんですけども、いわゆる乗用車型については救急車型よりも低コストであるという部分もあって結構注目もされて、他県ではいろいろ導入も進んできておるようには聞いております。

ただ、本県ではまだその導入の事例がございません。もともとこういう救急現場に駆けつけていただくときに、先ほどドクターヘリの話もありましたけれども、どうしてもドクターヘリでございますと夜間には飛べないとか、それから、天候不順によっては飛べないという場合もございますので、そういう意味でいけば、現場へ急行するときにこのドクターカーというのも大変有効な医療手段といたしますが、機能として重要だというふうに認識はいたしております。

ただ、現状では、ドクターカーをどういう形で運用するかについては、各病院のほうが中心になっていろいろ調整をさせていただいておる状況でございますので、今後は救命救急センター等を中心に必要性があるのでしたらそういうふうな議論をさせていただきたいと思っておりますし、それから、これも同じくドクターカーの導入する車代といたしますが、施設整備ですね。それについては国の補助制度もございますので、必要なこういう情報等も提供しながら、必要な部分については普及していきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

〔 9 番 中川康洋議員登壇 〕

9 番（中川康洋） ありがとうございます。

まず、ドクターヘリの医師、看護師の養成につきましては、これから具体的に進んでくるというところではいつの時期から始めるか、何人ぐらいかという御答弁はいただけなかったわけですけども、いわゆる基地病院が2病

院になったということによって、この辺のところの状況も少し変わってくるのかなというふうにも思っております。運行開始は来年度中ということですが、そのときに過不足ない稼働ができるように、この研修というのを県のほうもサポートをしながら進めていただきたいというふうに思います。

また、ドクターカーの導入に関しましては、ヘリが飛ばないうちからドクターカーの検討というのは少し早いのではないかなという話もあるわけですが、やはり今の県内の救急医療の現状を考えると、医師の養成、今日北川議員の質問にもありましたけれども、確かに時間のかかるような問題もあるというふうに思います。また、拠点整備となってくるとさらにハード面の整備としては非常に費用がかかってくる。そうなってくると、三重県の必要と言ったらあれですけれども、考えられる整備として即効機動性のある整備も同時に考えていく必要もあるのではないかなと。

そういった意味においては、やはり伊賀地域とか志摩地域において、このドクターカーというのを具体的に検討していく段階に入ってきているのではないかなというふうにも思いますので、そこは拠点病院等の意見も聞きながらではありますけれども、県としても待つ姿勢ではなく、救急医療の体制整備についてはやはり様々な方法手段を考えていくというようなお考えもあるというふうに思いますので、これも一つの方策としてお考えをいただければなというふうに思っております。

会派は違いますけれども、新政みえの森野議員もこの問題に対しては深く思いをお持ちになられているということも聞いておりますし、2年半前でしたかね。救命救急の調査特別委員会の最終の答申の中にも、このドクターカーという文言があったような気がいたします。一つのことをクリアしてから検討を始めるのではなくて、様々多角的な検討を進めていただく必要があるということにおきまして、今日今井議員の救急医療体制の整備について、関連的にこの場でこの問題を少し出させていただきました。今後も委員会等を含め、多くの議員がこの問題をとらえていくと思いますが、私ども公明党もこの問題を具体的に議論させていただきたいと思っておりますので、よろしくお

願いいたします。

以上で関連質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)  
議長(三谷哲央) 次に、中嶋年規議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。33番 野田勇喜雄議員。

〔33番 野田勇喜雄議員登壇〕

33番(野田勇喜雄) 中嶋議員の知事の政治信条について、その中での県の薬物乱用防止対策について関連質問させていただきます。

まず、この件に関する知事の公的な役割、責任、先日知事のほうから説明がありましたけれども、主な役目としましては、免許に関する認可とか、あと麻薬取締員の任命、中毒患者等の措置入院権限、それから、三重県薬物乱用対策本部の本部長と、こうした役割というものがあるんだなということを確認しました。

あと、午前中の知事の答弁を聞かせていただいて、深甚なる反省をされているなど、このように感じたところでございます。ただ、県民からは、一人の親として同情する声もたくさんございますけれども、公人としての知事に対する厳しい意見、これもございます。

そうした中で、県民から知事の長男の逮捕に関するいろいろな質問を県民から私自身されるわけなんですけれども、そうした県民の疑問はどういうものがありますかという、なぜ大阪で覚せい剤取締法違反、大麻取締法違反で起訴され、懲役1年4カ月、執行猶予3年の判決が出たときに県民に公表しなかったのか。

長男が覚せい剤を売った、今日は譲り渡したという表現に知事のほうからなっていますけれども、この件は暴力団が絡んでいるのではないかと。なぜ執行猶予中にもかかわらず、長男が松阪と津を行き来した生活をしていたのか。知事公舎に逃げ込んだのではという疑いがあるとか、さらになぜそこで逮捕されたのか。また、それを愛知県警がなぜ逮捕したのか。今後知事の進退はどうなるのか。いろいろと県民から質問されるわけなんですけれども、私は今日も含めて知事の謝罪説明を聞いて、これら何一つ県民に説明できな

い状態でございます。

県民からは、国では政治と金の問題がうやむやになる。県でも事件がうやむやになっていくのか。そうした高まる不信が多くなっておるところであります。私に対しても県議は何をしておるんやと、こういう批判や、もう政治を信用することができない、このような批判も多くあります。知事としましてこうした県民の信頼回復に今後どのように対応するのか、改めてお尋ねします。

次に、知事の説明の中で私なりにいろいろと疑問に感じたところがあります。今回の逮捕は公舎前で行われていますが、公舎内において直接事件にかかわる事実がないものと考えておりますとか、妻と毎日電話で連絡を取り合う約束で平成21年2月初めに元気に出かけました。もちろんその後の大体的様子は把握していたと思っていました。約1年2カ月後、本年4月初めに戻ってまいりまして、その後は松阪や津を行き来してまいりましたと、こういうふうな説明でございました。

なぜ説明が妙だと感じたのか。その理由としましては、まだどうなるかわからないうちに公舎内に直接かかわる事実関係がないと発言している知事と、先日の中村進一議員への答弁に対して承知していない事実関係について言えないと発言している知事、どうも知事の政治姿勢に矛盾を感じるところでございます。

次に、執行猶予中は保護司など保護観察のもとで常に連絡可能な状態にしておかなきゃならんのに、把握していたと思っていたという表現が逆に把握していなかったことがあったのかと、このように聞こえたこと。さらに、松阪や津を行き来しているとは二重の生活を意味しているのかなど、わからない点が多いのです。

このことは何を意味するかといいますと、保護観察下では二重の生活は好ましいことではないと、こういうふうに認識しています。県民の模範となるべき知事は適切でないと思える方法で麻薬防止対策をしようとした、このように感じられること。また、東京での保護観察は、東京の保護司に任せなか



ったのか、頼まなかったのか。電話だけで観察が可能と思った理由について、この辺の細かいところで甘い対応ではなかったのかと、このように思っております。

ここに県の薬物撲滅のためのパンフレットがあります。(パンフレットを示す)これはホームページからダウンロードしたものです。そして、ここに第3次薬物乱用防止5カ年戦略ポイント、平成20年8月22日、設立したときの対応を印刷しました。こうしたことの中で、保護者の皆様へ、薬物乱用防止はまず家庭から、薬物に手を出さないための7カ条、こういうのが記載されておるところです。このような状態の中で、知事として、また三重県薬物乱用対策本部長としてどのように対応していくのか、改めてお尋ねします。知事(野呂昭彦) 私が説明できることにつきましては、15日の時点で申し上げたこと、あれがまずすべてでございます。今の御質問、週刊誌が喜びそうなことばかりいろいろとお述べになりましたけれども、今いろんな事実関係については警察のほうで捜査をいただいております。ここで野田議員から追及されるような立場ではないと、こう思っております。私の知事に係る職務につきましては、自分の長男がああいったことでお騒がせをし、驚かせたということ、このことはまことに申しわけないことだと、こう思っております。

事件が起こりましたのは、大阪の最初の件につきましても、もう家を離れて10年もたってといいますか、社会人になって10年もたって何が原因でどうしてああいうことになったのか、私もわかりかねるところであります。そのことについて、10年前にそういうことが起こるといことがわかっているならば、そのときに大阪の長男の行動を、それこそ振り戻ってきっちり監視できるのならそうさせていただきたかったという思いがございます。

ただ、その後、長男の2回目に向けましては、私ども何とか更生してほしいという思いで、その願いで妻も、そして、ほかの家族も、特に長男の下には娘、そして次男がおるわけでございます。私は世間の皆さんにもお恥ずかしいことだし、申しわけないことだと、こう思っておりますが、この下の子

どもに対しても大変大きな影響を与えることだと思っておるところであります。しかし、この2人がむしろ私や妻をしっかりと励ましてくれました。その中で、今回また2回目のこういうことが起こったところでございます。

私としては、随分簡単にとにかく気がつかなかったと申し上げても、それ以外言いようがないわけでありますけれども、結果として息子は親もだましておったということで許せない気持ちでおるところでございます。しかし、この薬物というのは一たんこれにはまってしまうとなかなか抜けられない。まさに病気の状態になってしまうというようなことも聞いておるところでございます。

議長（三谷哲央） 答弁は簡潔に願います。

知事（野呂昭彦） そういう意味では、更生の難しさも非常に感じておるところでございます。いろいろお話になりましたが、私のほうでお答えすることは特にありません。

ただ、一つ、保護観察処分等は受けておりません。したがって、執行猶予中、これは海外へ渡航するということは許されておりませんが、あとは制限されるということはない状態でおりました。

議長（三谷哲央） 野田議員、簡潔に願います。

〔33番 野田勇喜雄議員登壇〕

33番（野田勇喜雄） 時間もございませんので、これで終わりますけれども、やはり県民の信頼回復という意味では早急に対策をしていただきたいと強く要望しまして終わります。終結します。ありがとうございました。（拍手）

議長（三谷哲央） 以上で、県政に対する質問を終了いたします。

## 委 員 長 報 告

議長（三谷哲央） 日程第2、議案第1号を議題といたします。

本件に関し、予算決算常任委員長から委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。西塚宗郎予算決算常任委員長。

〔西塚宗郎予算決算常任委員長登壇〕

予算決算常任委員長（西塚宗郎） 御報告申し上げます。予算決算常任委員会に審査を付託されました議案第1号平成22年度三重県一般会計補正予算（第4号）につきましては、去る9月22日に該当の分科会で詳細な審査を行った後、委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

議長（三谷哲央） 以上で、常任委員長の報告を終わります。

委員長報告に対する質疑並びに討論の通告は受けておりません。

## 採 決

議長（三谷哲央） これより採決に入ります。

議案第1号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（三谷哲央） 起立全員であります。よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

## 追 加 議 案 の 上 程

議長（三谷哲央） 日程第3、議案第12号を議題といたします。

## 提 案 説 明

議長（三谷哲央） 提出者の説明を求めます。

〔野呂昭彦知事登壇〕

知事（野呂昭彦） ただいま上程されました議案について、その概要を説明いたします。

議案第12号の一般会計補正予算は伊勢庁舎整備に伴い、新たに必要となった移転補償に要する経費として3億9042万6000円を計上するものです。なお、

補正予算に要する財源としては、全額庁舎等整備基金繰入金を計上していません。

以上をもちまして提案の説明を終わります。何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（三谷哲央） 以上で提出者の説明を終わります。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

## 休 会

議長（三谷哲央） お諮りいたします。明28日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三谷哲央） 御異議なしと認め、明28日は休会とすることに決定いたしました。

9月29日は、引き続き、定刻より、県政に対する質問を行います。

## 散 会

議長（三谷哲央） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時49分散会